

令和8年6月25日

令和8年

第8回野洲市教育委員会定例会
報 告 事 項

野洲市教育委員会

報告事項

- ① 令和7年度守山野洲少年センター事業・活動報告について
- ② 野洲市小・中学校結核健康診断対策委員会委員の委嘱について
- ③ 令和8年第3回野洲市議会定例会議案質疑・一般質問の内容と答弁の要旨について
- ④ 令和8年4月度定期監査の結果について
- ⑤ 令和9年度国県要望について
- ⑥ 職員の任免等について
- ⑦ 令和8年度第1回野洲市地域教育協議会の概要報告について
- ⑧ 令和9年度からの野洲市内中学校での水泳授業について
- ⑨ 野洲市立小学校プール外部指導員・支援員設置要綱の制定について
- ⑩ 野洲市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部改正について

令和7(2025)年度 守山野洲少年センター 事業活動報告

月	守山野洲少年センター			所外行事
	少年センター行事	あすくる守山野洲	少年補導委員会	
4月	・ 辞令交付式(4/1) ・ 少年補導サポーター活動説明会(4/11) ・ 街頭補導巡回活動 ・ 相談活動 ・ 無職少年支援活動 ＊年度当初無職少年支援活動検討会(4/1) ・ 環境浄化活動 ＊有害図書等立入調査(4/17) ＊白ポスト回収(4/14) ・ 広報啓発活動	・ 支援検討会(4/1) ・ 職員研修 ・ あすくる職員合同研修会(4/15) ・ 第1回守山市生徒指導主任・主事会(4/14) ・ 守山市要保護児童対策協議会 - 第1回支援検討会議(4/25) ・ 第1回野洲市小・中学校生徒指導担当者連絡協議会(4/24)	・ 少年補導(委)員会活動説明会(活動説明及び備品貸与) ＊守山市地区(4/6守山市民ホール会議室) ＊野洲市地区(4/5コミセンきたの 大ホール) ・ 定例街頭補導巡回 ・ 幹事会打合せ(4/18) ・ 第1回幹事会(正副幹事)(4/21) - コミセンきたの 大ホール	・ 滋賀県青少年補導センター連絡協議会 総会・研修会(4/9・草津) ・ 少年補導センター・あすくる 職員等研修会(4/15・県庁) ・ 小学校、中学校、高等学校入学式 ・ 守山市校長・教頭会(4/3) ・ 野洲市補導部会(4/5) ・ 北野学区青少年育成会議総会(4/12) ・ 野洲市小中学校長会(4/16) ・ 祇王学区青少年育成会議総会(4/27)
5月	・ 令和6年度会計監査(5/26) ・ 街頭補導巡回活動 ・ 相談活動 ・ 無職少年支援活動 ＊高等学校訪問(5/27) ・ 環境浄化活動 ＊有害図書等立入調査(5/22・29) ＊白ポスト回収(5/19) ・ 広報啓発活動 ＊「少年センターだより」207号発行(守山市野洲市全戸配付)	・ 支援検討会(5/8) ・ 職員研修 ・ 学校訪問(中学校) ・ 第1回守山市生徒指導中学校連絡会(5/20) ・ 守山市要保護児童対策協議会第2回支援検討会議(5/23) ・ 第1回守山市要保護児童対策協議会研修会(5/30) ・ 第1回野洲市中学校生徒指導連絡会(5/22) ・ 野洲市要保護児童対策協議会第1回実務者会議(5/30)	・ 定例街頭補導巡回 ・ 特別街頭補導巡回活動 ・ 総会前日準備(5/9) ・ 委嘱状交付(5/10) ・ 総会並びに研修会(5/10)(賞状贈呈式・委嘱状交付式) - 守山市役所 1階 多目的ホール ・ 滋賀県少年補導委員会連絡協議会	・ 立入調査員研修会(5/21・県庁) ・ 滋賀県青少年育成県民会議総会(5/27・県庁) ・ 守山市青少年育成会議評議員会(5/24) ・ 野洲学区青少年育成会議総会(5/18)
6月	・ 少年センター運営協議会(6/2) ・ 街頭補導巡回活動 ・ 相談活動 ・ 無職少年支援活動 ＊高等学校訪問(6/4・17・18) ・ 環境浄化活動 ＊有害図書等立入調査(6/5・19) ＊白ポスト回収(6/16) ・ 広報啓発活動	・ 総合コーディネーター訪問検討会(6/24) ・ 支援検討会(6/3) ・ 職員研修 ・ 学校訪問(中学校) ・ 第2回守山市生徒指導主任・主事会(6/13) ・ 守山市要保護児童対策協議会第3回支援検討会議(6/20) ・ 野洲市要保護児童対策協議会第2回実務者会議(6/27) ・ 第2回野洲市小・中学校生徒指導担当者連絡協議会(6/26) ・ ケース会議(6/30守山)	・ 定例街頭補導巡回 ・ 幹事会打合せ(6/5) ・ 第2回幹事会(6/9) - コミセンきたの 研修室 ・ 中学生との合同活動「交流会」打合せ(6/18明富中・19野洲北中) (6/20守山中・26守山南中)	・ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(6/19～7/20) ・ 滋賀県青少年補導センター所長会(6/4) ・ 青少年の被害・非行防止滋賀県強調月間推進会議(6/14) ・ 新湖南地区高等学校等生徒指導連絡協議会(6/10) ・ 滋賀県無職少年対策指導員研修会(6/11・松倉川) ・ 非行防止・環境浄化対策連絡協議会(6/30)
7月	・ 青少年の被害・非行防止滋賀県強調月間活動 ・ 少年センター運営委員会(7/1) ・ 街頭補導巡回活動 ＊強調月間・特別活動 ・ 相談活動 ＊センター活動第1期四半期報告 ・ 無職少年支援活動 ＊高等学校訪問(7/2) ・ 環境浄化活動 ＊有害図書等立入調査(7/10) ＊白ポスト回収(7/23)	・ 支援検討会(7/1) ＊あすくる第1期四半期報告 ・ 職員研修 ・ 守山市要保護児童対策協議会第4回支援検討会議(7/18) ・ 守山市要保護児童対策協議会代表者会議 ・ 第2回守山市要保護児童対策協議会研修会(7/8)	・ 青少年の被害・非行防止滋賀県強調月間活動 ・ 定例街頭補導巡回 ・ 夏期特別街頭補導巡回 ＊もりやま夏まつり(7/26) ・ 強調月間活動 ＊地区外街頭補導巡回 ＊東山地区 守山地区(松原地区)・吉原地区(守山地区) - 河内地区(玉津地区)・野洲地区(長生地区) ＊街頭啓発活動(7/6) - 守山市 モリーブ - 野洲市 ザ・ビッグエクストラ野洲	・ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(6/19～7/20) ・ 青少年の被害・非行防止滋賀県強調月間 ・ 社会を明るくする運動強調月間 ・ 少年補導センター・あすくる職員等研修会 ・ 新湖南地区高等学校等生徒指導連絡協議会一斉開会式(7/8) ・ 守山市青少年問題協議会(7/16) ・ 「心と心をつなぐあいさつ運動」(守山市) ・ 「まちぐるみで愛の声かけ運動」(野洲市) ・ 「中学生広場」守山市(7/12)・野洲市(7/5)

月	守山野洲少年センター			所外行事
	少年センター行事	あすくる守山野洲	少年補導委員会	
7月	・ 広報啓発活動 ＊街頭啓発活動 - 守山市 モリーブ(7/6) - 野洲市 ず・び・うぐ びろろ野洲(7/6) ＊強調月間活動 - 両市内会館・ファミ等公共施設へ配置啓発 ＊「少年むターだより」208号発行		・ 薬物乱用防止教室開催 - 三上小(7/11) ・ 中学生との合同活動「交流会」打合せ (7/3野洲中・4守山北中・15中主中) ・ 中学生との合同活動「交流会」 (7/22守山中・29野洲中)	
8月	・ 街頭補導巡回活動 ・ 相談活動 ・ 無職少年支援活動 ＊高等学校訪問(8/25) ・ 環境浄化活動 ＊有害図書等立入調査(8/21) ＊白ポスト回収(8/12) ・ 広報啓発活動	・ 支援検討会(8/5) ・ 職員研修 ・ 守山市要保護児童対策協議会 - 第5回支援検討会議(8/22) ・ 第3回守山市要保護児童対策 - 協議会研修会(8/19)	・ 定例街頭補導巡回 ・ 夏期特別街頭補導巡回 ・ 地区外街頭補導巡回 ＊重点地区 守山地区(吉身地区)・吉身地区(河部地区) - 河部地区(遠野地区)・野洲地区(北野地区) ・ 中学生との合同活動「交流会」 (8/1守山南中・22守山北中) (8/27明富中・29中主中)	・ 滋賀県青少年補導センター所長会(8/6) ・ 「中学生広場」滋賀県大会(8/23) ・ 守山市中学校別移行会議 (8/21・26・28・29) ・ 野洲市いじめ問題等対策連絡協議会(8/18)
9月	・ 街頭補導巡回活動 ・ 相談活動 ・ 無職少年支援活動 ＊高等学校訪問(9/1・2) ・ 環境浄化活動 ＊有害図書等立入調査(9/18) ＊白ポスト回収(9/24) ・ 広報啓発活動	・ 支援検討会(9/2) ・ 職員研修 ・ 学校訪問(小学校) ・ 守山市要保護児童対策協議会 - 第6回支援検討会議(9/26) ・ 第4回守山市要保護児童対策 - 協議会研修会(9/9) ・ 第2回野洲市中学校生徒指導 - 連絡協議会(9/11) ・ 野洲市要保護児童対策協議会 - 第3回実務者会議(9/12)	・ 定例街頭補導巡回 ・ 地区外街頭補導巡回 ＊重点地区 守山地区(吉身地区)・吉身地区(小津地区) - 河部地区(野洲地区)・野洲地区(北野地区) ・ 幹事会打合会(9/8) ・ 第3回幹事会(9/17) - コミセンひょうず 大ホール ・ 薬物乱用防止教室開催 - 物部小(9/4) ・ 中学生との合同活動「交流会」 (9/1野洲北中)	・ 滋賀県薬物乱用防止教室 - 指導者講習会(9/25) ・ 滋賀県青少年補導センター連絡 - 協議会研修大会(9/27) ・ 新湖南地区高等学校等生徒指導 - 連絡協議会(9/16) ・ 青少年市町民会議連絡会 ・ 小学校運動会、中学校体育祭
10月	・ 街頭補導巡回活動 ・ 相談活動 ＊センター活動第2期四半期報告 ・ 無職少年支援活動 ＊前期末無職少年支援活動検討会(10/7) ＊無職少年非行防止対策事業前期報告提出 ＊支援協力企業登録依頼(10/25) ・ 環境浄化活動 ＊有害図書等立入調査(10/16・23) ＊県下一斉立入調査 (10/2・7・9・14・21・28・30) ＊白ポスト回収(10/20) ・ 広報啓発活動 ＊守山市青少年育成大会で啓発	・ 支援検討会(10/7) ＊あすくる第2期四半期報告 ・ 職員研修 ・ 学校訪問(小・中学校) ・ 守山市要保護児童対策協議会 - 第7回支援検討会議(10/17) ・ 第3回野洲市小・中学校生徒指導 - 担当者連絡協議会(10/21) ・ 第2回守山市生徒指導中学校連絡会(10/24)	・ 定例街頭補導巡回 ・ 地区外街頭補導巡回 ＊重点地区 - 守山地区(小津地区) - 吉身地区(河部地区) - 河部地区(中里地区) - 野洲地区(祇王地区) ・ 管内研修会(10/25) - コミセンひょうず 大ホール	・ 麻薬覚せい剤乱用防止運動 ・ 近畿地区青少年補導センター連絡協議会研修大会 ・ 滋賀県青少年補導センター所長会(10/1) ・ 守山市就労(進路)支援に関する検討会(10/7) ・ 守山市青少年育成大会(10/25) ・ 各地区・自治会など体育行事・文化行事

月	守山野洲少年センター			所外行事
	少年センター行事	あすくる守山野洲	少年補導委員会	
11月	・ 滋賀県子ども・若者育成支援推進強化月間活動 ・ 街頭補導巡回活動 ＊ 強調月間・特別活動 ・ 相談活動 ・ 無職少年支援活動 ＊ 高等学校訪問(11/17・20・26) ・ 環境浄化活動 ＊ 有害図書等立入調査(11/6・13) ＊ 県下一斉立入調査(11/4・11・18・20・25・27) ＊ 白ポスト回収(11/17) ・ 広報啓発活動 ＊ 「少年センターだより」209号発行 ＊ 強調月間活動 市市内会館・まち等公共施設へ配置啓発 ＊ はつらつ野洲っ子育成フォーラムで啓発	・ 総合コーディネーター訪問検討会(11/4) ・ 支援検討会(11/4) ・ 職員研修 ・ 学校訪問 ・ 第3回守山市生徒指導主任・主事会(11/18) ・ 守山市要保護児童対策協議会 第8回支援検討会議(11/14) ・ 第5回守山市要保護児童対策協議会研修会(11/21) ・ 第3回野洲市中学校生徒指導連絡協議会(11/25) ・ 野洲市要保護児童対策協議会 第4回実務者会議(11/21)	・ 滋賀県子ども・若者育成支援推進強化月間活動 ・ 定例街頭補導巡回 ・ 強調月間活動 ＊ 地区外活動 ＊ 重点地区 守山地区(中里地区) 吉身地区(中洲地区) 河西地区(兵主地区) 野洲地区(三上地区) ・ 啓発活動 ・ 地区内店舗に置き啓発	・ 滋賀県子ども・若者育成支援推進強化月間活動 ・ 麻薬覚せい剤乱用防止運動 ・ 滋賀県青少年育成大会 ・ 滋賀県関係機関連絡調整会議 ・ 滋賀県青少年補導センター 湖南ブロンズ研修会(栗東11/21) ・ 「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり 県民大会(11/15) ・ 「心と心をつなぐあいさつ運動」(守山市) ・ 「まちぐるみで愛の声かけ運動」(野洲市)
12月	・ 街頭補導巡回活動 ・ 相談活動 ・ 無職少年支援活動 ＊ 高等学校訪問(12/2) ・ 環境浄化活動 ＊ 有害図書等立入調査(12/11) ＊ 白ポスト回収(12/22) ・ 広報啓発活動	・ 支援検討会(12/9) ・ 職員研修 ・ 守山市要保護児童対策協議会 第9回支援検討会議(12/12)	・ 定例街頭補導巡回 ・ 冬期特別街頭補導巡回 ・ 管外研修会(12/2) 宮川医療少年院(伊勢市) ・ 幹事会打合せ(12/12) ・ 第4回幹事会(12/16) コミセンきたの 研修室 ・ 薬物乱用防止教室開催 菟王小12/4・小津小12/9・遠野小12/18	・ 滋賀県青少年補導センター所長会(12/3) ・ 「はつらつ野洲っ子」育成74-34(12/6)
1月	・ 街頭補導巡回活動 ・ 相談活動 ＊ センター活動第3期四半期報告 ・ 無職少年支援活動 ・ 環境浄化活動 ＊ 有害図書等立入調査(1/22) ＊ 白ポスト回収(1/19) ・ 広報啓発活動	・ 支援検討会(1/6) ＊ あすくる第3期四半期報告 ・ 職員研修 ・ 総合コーディネーター訪問検討会(1/20) ・ 第3回守山市生徒指導中学校連絡会(1/13) ・ 守山市要保護児童対策協議会第10回支援検討会議(1/16) ・ 野洲市要保護児童対策協議会第5回実務者会議(1/16)	・ 定例街頭補導巡回 ・ 冬期特別街頭補導巡回 ・ 薬物乱用防止教室開催 篠原小1/14・玉津小1/27 ・ 立入が丘小1/29・守山小1/30	・ 新湖南地区高等学校等生徒指導連絡協議会(1/13) ・ 野洲市不登校生徒移行支援会議(1/27) ・ 成人式式典巡回
2月	・ 少年センター運営協議会(2/3) ・ 少年センター運営委員会(2/12) ・ 街頭補導巡回活動 ・ 相談活動 ・ 無職少年支援活動 ＊ 高等学校訪問 ・ 環境浄化活動 ＊ 有害図書等立入調査(2/12) ＊ 白ポスト回収(2/16) ・ 広報啓発活動	・ 支援検討会(2/10) ・ 職員研修 ・ 学校訪問 ・ 守山市要保護児童対策協議会 第11回支援検討会議(2/20) ・ 第4回守山市生徒指導主任・主事会(2/17) ・ 第4回野洲市中学校生徒指導連絡協議会(2/5)	・ 定例街頭補導巡回 ・ 幹事会打合せ(2/13) ・ 第5回幹事会(2/20) コミセンきたの 研修室 ・ 滋賀県少年補導委員会連絡協議会(2/4) ・ 薬物乱用防止教室開催 吉身小2/5・中主小2/6・野洲小2/9 北野小2/17・中洲2/18・河西小2/24	・ 滋賀県青少年補導センター所長会(2/4) ・ 少年補導センター・あすくる職員等研修会(2/18) ・ 守山市就労(送達)支援に関する検討会(2/16) ・ 野洲市青少年育成大会(2/7)

月	守山野洲少年センター			所外行事
	少年センター行事	あすくる守山野洲	少年補導委員会	
3月	・街頭補導巡回活動 ・相談活動 ※センター活動第4期四半期報告 ※センター活動年度報告 ・無職少年支援活動 ※後期末無職少年支援活動検討会 ※無職少年非行防止対策事業後期報告提出 ※高等学校訪問 ・環境浄化活動 ※有害図書等立入調査(3/12) ※白ポスト回収(3/23) ・広報啓発活動 ※「少年センターだより」210号発行	・支援検討会(3/3・3/31) ※あすくる第4期四半期報告 ※あすくる年度報告 ・職員研修 ・青少年支援特任者研修会(3/10) ・学校訪問 ・守山市要保護児童対策協議会 - 第12回支援検討会議(3/12) ・第4回野洲市小中学校生徒指導連絡協議会(3/3) ・野洲市要保護児童対策協議会 - 第6回実務者会議(3/13)	・定例街頭補導巡回 ・少年補導(委)員活動備品点検	・守山市中学校別移行会議 ・小学校、中学校、高校卒業式

・随時、出前講座・生徒指導会議・ケース会議等へ出席しました。

・適時、薬物乱用防止教室開催にあたり、打合せ会や教室練習の開催を開催しました。

※守山野洲少年センターは非行少年立ち直り支援『あすくる』を併設しています。

※守山野洲少年センターは守山野洲少年補導委員会の事務局をあずかっています。

運営協議会・委員会の様子



少年補導委員会活動の様子



『あすくる』支援の様子



少年が焼いた
チーズケーキ



1. 『あすくる守山野洲』支援状況

—令和7年4月～令和8年3月—

支援少年全体の状況

(1) 年齢および学識別内訳 ※年齢は令和8年3月31日時点

年齢		～12	13 (中1)	14 (中2)	15 (中3)	16 (高1)	17 (高2)	18 (高3)	19	20	21～	計
男女別	男子			1	2		2	2		1	1	9
	女子						2	1		2	1	6
新規	男子											0
	女子											0
合計				1	2		4	3		3	2	15

※「継続」は前年度からの継続支援、「新規」はR7年度からの新規支援、または再支援

(2) 支援開始時の支援別内訳 ※(,)は(男子, 女子)の人数

支援	犯罪	触法	不良 行為	問題 行動	不登校・ ひきこもり	その他				合計
						学校学業	就職仕事	家庭	その他	
人数	(1, 1)	(2, 0)	(1, 0)		(2, 1)	(1, 1)	(0, 2)	(2, 0)	(0, 1)	(9, 6)
新規										(0, 0)

(3) 居住地別内訳

	守山市	野洲市	その他	合計
男子	8	1		9
女子	5	1		6
合計	13	2		15

(4) 支援プログラム実施数 ※延べ数、(,)は(男子, 女子)の人数 ※重複支援あり

	回数		内 容
①生活改善	160	(126, 34)	・通所支援
②自分探し	214	(171, 43)	・カウンセリング ・自然体験 ・対話 ・アイスブレイク ・スポーツ体験
③就学支援	157	(82, 75)	・基礎学力補習支援 ・進路指導
④就労支援	96	(1, 95)	・職業基礎能力取得 ・ハローワーク同行 ・就職相談紹介 ・就労後支援
⑤家庭支援	38	(26, 12)	・カウンセリング ・保護者面談
実施数	665	(406, 259)	

※個々の少年に応じて支援プログラムを設定しています。

(5) 機関連携の状況 ※延べ回数、(,)は(男子, 女子)の人数 ※重複あり

①学校	220 (197, 23)	⑥健康福祉事務所	0	⑪精神保健福祉センター	0	⑯ボランティア	0
②警察	5 (0, 5)	⑦保護司会	0	⑫発達支援センター	1 (1, 0)	⑰障がい者支援機関	9 (0, 9)
③児童相談所	0	⑧家庭裁判所	0	⑬社会福祉法人	41 (0, 41)	⑱民間支援団体	0
④ハローワーク	20 (0, 20)	⑨保護観察所	0	⑭NPO	62 (0, 62)	⑲他の少年センター	1 (0, 1)
⑤市町機関	76 (9, 67)	⑩医療機関	1 (1, 0)	⑮企業など	14 (2, 12)	⑳その他	1 (0, 1)

※上記の状況は、支援少年（申込書を提出した少年）に関する機関連携の状況であり、警察との連携は随時行っています。また、青少年支援サポーターとは25回連携しています。

(6) 支援結果状況

	就労等の目標達成 により支援終了	支援引継	支援中止	R8年4月以降も 支援継続
男子	4	0	1	4
女子	2	0	0	4
合計	6	0	1	8

※あすくる資料

1. 「あすくる守山野洲」今年度の取組（重点）

対象少年の「自己認識」を促し、あすくる活動の目標を明確にする。活動を通して「自己決定の力」を育てるなかで、対象少年の生活を高めるために組織として他機関との情報共有・連携を強化する。

（1）中学校との連携

引き続き学校との情報の共有・連携を通して「あすくるの支援」について理解を深める。支援を希望する生徒に対しては、卒業後の進学・就労を見据えながら、表出される生徒指導上の課題の背景を探り（アセスメント）、個に応じた支援（プログラム）を進め、学校との情報共有を密にする。

また、あすくる「お試し体験」の実施によって具体的な支援の理解をすすめる。

（2）高校および小学校との連携

高校訪問においては、様々な課題・しんどさを背景に学校不適応（休学や怠学）に陥る恐れのある生徒への早期支援に結びつけるため、管内のみならず管外も含め高等学校訪問を実施し「あすくるの支援」について啓発を行う。

また、小学校訪問（管内全小学校）を行い、小学校段階での生徒指導上の課題を見出し、進学先中学校との情報共有を図る。

（3）就労に係る支援

就労を希望する少年については、ハローワーク等と連携を図りながら就労支援に努める。また、少年の状況によっては、就労準備段階の支援（スモールステップ）を大切にして、社会参加への力を育むとともに、ケースにより福祉関係機関との連携も図る。

（4）関係機関との連携の促進

「あすくる」の意義（ねらい）を柱として、有職・無職少年の状況やニーズの把握、また、対象少年のおかれている環境の改善（調整）、あるいは、発達に係る課題等への適切な対応に結びつけるため、関係機関（市関係各課、医療、NPO等）との連携を大切にしてより効果的な支援に結びつける。

2. 学校訪問、関係機関との連携等について（昨年度実施より）

（1）中学校との連携（年間3回の定期訪問）より

中学校卒業後の進路（就労）を見据えつつ、個に応じた支援を進めるためにも学校教職員に「あすくる」について正しく理解していただく。そして、非行や怠学などの問題行動に対応するために、生徒指導主事主任会やケース会議への参加や教委担当者との連携を通して支援につなげられるよう努めてきた。校長会や生徒指導主事会で「お試し支援」の実施に向けての説明も行った。

（2）高校（管内：年間1～3回、管外：年間1回の定期訪問）との連携より

不登校や遅刻・欠席による単位未修得が学校の大きな教育課題となっていること、および、それら課題に対応するための在籍校の教育相談体制のさらなる充実が必要であると実感した。

高校生年代での支援を充実させるためにも、中学校時代からの情報共有が重要である。

（3）小学校（年間1回の定期訪問）との連携より

小学校での暴力行為や不登校が大きな問題となっている。特に中学校進学を控えた高学年（主に6年生）の児童については、中学校で「あすくる支援」を視野に入れた中学校との連携をお願いした。

（4）就労に係る支援より（参照P8）

特に近年は一般就労だけでなく、福祉就労を視野に入れた支援の必要性が増加している。そのため障害福祉関係課や医療機関をはじめ、就労支援事業所（A型・B型・移行）・計画相談支援事業所等とも連携や協力依頼を行いながら支援に努めている。ただ、今日の福祉事業所をとりまく環境の厳しさの影響は甚大である。この状況を改善するために、機会があるごとに発信していく必要がある。

（5）関係機関との連携の促進

各学校との連携はもとより有職・無職少年の状況やニーズの把握、対象少年の家庭教育環境の改善や

発達に係る課題への適切な対応と「自立までの切れ目ない支援」に結びつけることをねらいとして、各機関主催の研修会やケース会議への参加し、情報収集ならびに連携を積極的に行ってきた。

また、高校生年代の就学支援や居場所支援ができる機関や施設が不足している。高校生年代のあすくる少年が、在籍する通信制高校を卒業する際の就労支援対応に関しても高校によって大きな差がある。

(6) 自立に向けた支援について

関係各課・機関は、それぞれの役割があり分担されているが、少年の抱える課題によっては、組織横断的に包括的な支援が必要となる。

昨年度は一人の少年について、あすくる、障害福祉課、就労先、計画相談事業所や地域養護推進協議会とケース会議を定期的に開催し、主として関わる分担をした。今後も関係各課・機関との調整・連携を図り、各機関が主体的に捉え、総合的かつ具体的な支援を行っていくことが必要である。

(7) 「やすサテライト」について

野洲市人権センター内に開設した「やすサテライト」は、野洲市在住者で『あすくる守山野洲』まで通所することが困難な場合の場所として計23回(R6年度17回)活用があった。今年度も広報活動の充実や「お試し支援」などを通して、少年や保護者への支援の場として活用を広げていくことが必要である。

3. 青少年支援サポーター 昨年度登録者9名(延べ30名)

今年度も継続・新規ともに募集中(今年度も近隣中学校教育実習生にも呼びかけてもらう)

・学習支援 ・体験的活動 など

4. 青少年支援サポーター研修(昨年度実績)

令和7年度は青少年支援サポーター研修を下記の内容で実施した。

・日時 令和8年3月10日(火)13時30分より 守山商工会議所3階 301会議室

・講師 川端 賢一(『あすくる守山野洲』教員)

・内容 「あすくる少年の支援について」の話題提供後に意見交流

・参加対象はあすくる青少年支援サポーター、あすくる守山野洲職員、守山野洲少年センター職員。

少年補導(委)員と少年補導サポーターを参加対象とはしなかった。

令和8年度も青少年支援サポーターを対象とした研修を計画している。

5. 令和8年度当初の取組状況(昨年度末12名 年度末支援終了・中止 4名 新規1名 計9名)

年齢はR9年3月

R7年度	13歳 中1	14歳 中2	15歳 中3	16歳 高1	17歳 高2	18歳 高3	19歳	20歳～
男子			●	○ ●		▽ (新規)	▽ △	▽ (21)
女子						▽ ●	※—	(□) (21) ※(21)—※
見守り					□	▽ ※		
保護者						▽ ●	△—	▽

【支援をはじめた理由】

●…再犯防止 ○…非行(被害)の未然防止 ▽…不登校・ひきこもり △…ゲーム ◇…SNS □…特性

※…非行や不登校ではないが就学や就労支援の対象 ()…ネグレクトをはじめとする虐待体験、家庭環境の影響

____は無職少年、____は有職少年(4月末時点) アンダーライン無は学籍あり

見え消しは支援終了・中止

2. 街頭補導巡回活動

(令和7(2025)年4月1日～令和8(2026)年3月31日までの延べ件数)

【街頭補導巡回活動】

地区 活動別	回数			人数		
	合計	守山	野洲	合計	守山	野洲
少年補導委員等による補導活動	197	91	106	1133	593	540
少年センター所員による補導活動	183			350		

【巡視活動】

地区 活動別	回数			人数		
	合計	守山	野洲	合計	守山	野洲
遊戯施設・カラオケ店巡視活動	35	9	26	123	31	92

【接触した少年の学職状況】

学職別 地区別	合 計			小学生			中学生			高校生			その他学生			有職少年			無職少年		
	合計	守山	野洲	合計	守山	野洲	合計	守山	野洲	合計	守山	野洲	合計	守山	野洲	合計	守山	野洲	合計	守山	男
喫煙	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
二人乗り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	11	9	2	0	0	0	11	9	2	0	0	0	11	9	2	0	0	0	11	9	2
小計	11	9	2	0	0	0	11	9	2	0	0	0	11	9	2	0	0	0	11	9	2
愛の戸を叩く	427	379	148	300	268	82	77	59	18	145	65	169	113	55	43	10	43	134	14	13	117
合 計	438	388	150	290	268	82	88	68	20	165	65	169	113	55	43	10	43	134	14	13	117

【街頭補導巡回活動について】

- ・少年センター職員は、午前午後の2回公用車で管内を巡回し、高校生が集まりそうな場所に出向き、出会った少年たちに声をかけた。
- ・巡回中、授業時間帯に公園で飲食している高校生に声をかけ、学校に戻るよう促した。
- ・学校園周辺を中心に、少年の集まりやすい場所(駅前、コンビニ、量販店、遊戯施設等)を確認しながら街頭補導巡回活動を実施した。
- ・巡回時には、滋賀県青少年の健全育成に関する条例に基づき、青少年の夜遊び防止について、深夜に営業する店舗に理解と協力を求め情報交換を実施した。
- ・少年センター職員は、担当地区の少年補導委員と毎月1回の街頭補導巡回に同行し、立ち寄った店舗の来店客に自転車の施錠を促す声かけを実施した。
- ・少年補導委員会は、各地区の年間計画に沿って街頭補導巡回に参加している。
- ・守山市地区は毎月1回全員で、野洲市地区は計画された日時に当番の少年補導委員と地域関係者等で、街頭補導巡回活動を実施した。
- ・7月から11月の5カ月間は、重点地区(守山・吉身・河西・野洲地区)と定めた地区に、他地区から参加する地区外街頭補導巡回活動を実施した。
- ・不審者情報や地域情報があった場所、地域の重点箇所の街頭補導巡回活動を実施した。

3. 相談活動 (令和7(2025)年4月1日～令和8(2026)年3月31日までの延べ件数)

【相談手段別件数】

※その他・・・他市、匿名

相談手段	合計			守山			野洲			その他		
	合計	男子	女子	合計	男子	女子	合計	男子	女子	合計	男子	女子
来 所 相 談	339	187	152	297	159	138	41	28	13	1	0	1
訪 問 相 談	173	55	118	168	53	115	5	2	3	0	0	0
電 話 相 談	379	228	151	319	213	106	58	13	45	2	2	0
メー ル ・ 手 紙	173	110	63	166	110	56	7	0	7	0	0	0
合 計	1064	580	484	950	535	415	111	43	68	3	2	1

【相談支援別人数】

※その他・・・他市、匿名

支援	合計			守山			野洲			その他		
	合計	男子	女子	合計	男子	女子	合計	男子	女子	合計	男子	女子
少年センター	26	22	4	17	14	3	7	7	0	2	1	1
あ す く る	15	9	6	13	8	5	1	1	1	0	0	0
合 計	41	31	10	30	22	8	8	8	1	2	1	1

【相談者学識別人数】 ※相談開始後の退学、就職を含むのべ人数・実人数は41名。

※その他・・・他市、匿名

学 識	合計			守山			野洲			その他		
	合計	男子	女子	合計	男子	女子	合計	男子	女子	合計	男子	女子
小 学 生	2	2	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0
中 学 生	10	9	1	7	6	1	3	3	0	0	0	0
高 校 生	19	15	4	14	12	2	4	3	1	1	0	1
そ の 他 学 生	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
有 職 少 年	7	3	4	6	2	4	1	1	0	0	0	0
無 職 少 年	5	4	1	4	3	1	1	1	0	0	0	0
合 計	44	34	10	32	24	8	10	9	1	2	1	1

【相談活動について】

- ・来所相談では、相談者が安心していただけるような環境づくりで、相談者の悩みに傾聴し、困りごとを解消できるようなアドバイスに努めた。
- ・相談者に定期的な来所を促し、生活リズムを改善したり、次に繋げられる支援に努めた。
- ・来所できにくい相談者には、電話やSNSを利用して連絡が途切れないように努めた。
- ・カウンセリングを通して、相談者が自身の気持ちの整理や自己理解を促すように努めた。
- ・就労についている少年には、安定した就労に向けて、職場と連携しながらアドバイスに努めた。
- ・電話相談でも、しっかり相手の悩みを聞き、不安を解消できるようなアドバイスに努めた。
- ・学校訪問をおこない、学校の現状を把握し課題のある生徒への支援についてともに考えた。
- ・教育委員会をはじめ、学校や関係機関と連携し、情報を共有をしながら相談に努めた。
- ・所内で情報を共有し、相談が途切れないように努めた。

【相談内容別件数】

※その他・・・他市、匿名

主な相談内容	合計			守山			野洲			その他		
	合計	男子	女子	合計	男子	女子	合計	男子	女子	合計	男子	女子
盗 癖 ・ 窃 盗	15	12	3	12	12		3		3	0		
暴 力 行 為	6	6	0	6	6		0			0		
校 内 行 為	0	0	0	0			0			0		
家 庭 内 暴 力	7	3	4	1	1		4		4	2	2	
た か り ・ 恐 喝	4	4	0	4	4		0			0		
薬 物 乱 用	0	0	0	0			0			0		
飲 酒	3	3	0	3	3		0			0		
喫 煙	2	2	0	2	2		0			0		
家 出	0	0	0	0			0			0		
無 断 外 泊	0	0	0	0			0			0		
深 夜 は い か い	3	0	3	3		3	0			0		
金銭乱費・金品持出	7	7	0	5	5		2	2		0		
道 交 法 違 反	1	1	0	1	1		0			0		
怠 学	0	0	0	0			0			0		
不 登 校	2	2	0	2	2		0			0		
学 校 ・ 学 業	509	376	133	446	362	84	63	14	49	0		
就 職 ・ 仕 事	230	40	190	208	18	190	22	22		0		
家 庭	18	4	14	17	4	13	1		1	0		
し っ け ・ 生 活	195	83	112	180	79	101	15	4	11	0		
交 友	8	4	4	7	4	3	0			1		1
性	1	1	0	1	1		0			0		
発 達 障 害	2	2	0	1	1		1	1		0		
心 の 病	1	1	0	1	1		0			0		
性 格	0	0	0	0			0			0		
健 康 ・ 身 体	42	28	14	42	28	14	0			0		
い じ め	0	0	0	0			0			0		
虐 待	2	0	2	2		2	0			0		
有 害 環 境	0	0	0	0			0			0		
そ の 他	6	1	5	6	1	5	0			0		
合 計	1064	580	484	950	535	415	111	43	68	3	2	1

○3年間の状況

【相談手段別件数】

4月1日～翌年3月31日

相談手段	年度 地区	令和 5 (2023)年度									令和 6 (2024)年度									令和 7 (2025)年度											
		合計	守山			野洲			その他			合計	守山			野洲			その他			合計	守山			野洲			その他		
			合計	男子	女子	合計	男子	女子	合計	男子	女子		合計	男子	女子	合計	男子	女子	合計	男子	女子		合計	男子	女子	合計	男子	女子	合計	男子	女子
来 所 相 談		762	671	382	289	91	86	5	0			527	463	238	225	64	49	15	0			339	297	159	138	41	28	13	1		1
訪 問 相 談		201	184	96	88	17	12	5	0			159	149	58	91	10		10	0			173	168	53	115	5	2	3	0		
電 話 相 談		733	638	346	292	88	82	6	7	6	1	637	576	352	224	60	20	40	1	1		379	319	213	106	58	13	45	2	2	
メール・手紙		64	57	14	43	7	1	6	0			120	120	91	29	0			0			173	166	110	56	7		7	0		
合 計		1760	1550	838	712	203	181	22	7	6	1	1443	1308	739	569	134	69	65	1	1	0	1064	950	535	415	111	43	68	3	2	1

【相談内容別件数】

相談内容	年度 地区	令和5(2023)年度									令和6(2024)年度									令和7(2025)年度											
		合計	守山			野洲			その他			合計	守山			野洲			その他			合計	守山			野洲			その他		
			合計	男子	女子	合計	男子	女子	合計	男子	女子		合計	男子	女子	合計	男子	女子	合計	男子	女子		合計	男子	女子	合計	男子	女子	合計	男子	女子
盗 癖・窃 盗	16	12	11	1	4	4		0			13	12	8	4	1		1	0			15	12	12		3		3	0			
暴 力 行 為	1	1	1		0			0			0	0			0		0				6	6	6		0		0				
校 内 行 為	8	7	7		1	1		0			2	2	2		0		0				0	0			0		0				
家庭内暴力	14	14	14		0			0			6	3	3		3		3	0			7	1	1		4		4	2	2		
たかり・恐喝	0	0			0			0			0	0			0		0				4	4	4		0		0				
薬 物 乱 用	17	17		17	0			0			0	0			0		0				0	0			0		0				
飲 酒	1	1		1	0			0			0	0			0		0				3	3	3		0		0				
喫 煙	8	5	5		3	3		0			0	0			0		0				2	2	2		0		0				
家 出	16	13	13		3		3	0			8	8	7	1	0		0				0	0			0		0				
無 断 外 泊	2	2		2	0			0			1	1	1		0		0				0	0			0		0				
深夜はいかい	0	0			0			0			9	8	8		1		1	0			3	3		3	0		0				
金銭乱費・金品持出	4	4	2	2	0			0			4	2		2	2		2	0			7	5	5		2	2		0			
道 交 法 違 反	0	0			0			0			2	2	2		0		0				1	1	1		0		0				
怠 学	23	20	17	3	3		3	0			0	0			0		0				0	0			0		0				
不 登 校	260	248	242	6	11	9	2	1	1		76	55	44	11	21	21		0			2	2	2		0		0				
学校・学業	338	291	194	97	44	38	6	3	3		626	579	360	219	47	7	40	0			509	446	362	84	63	14	49	0			
就 職・仕 事	457	414	107	307	42	42		1	1		353	325	117	208	28	28		0			230	208	18	190	22	22		0			
家 庭	100	81	52	29	19	19		0			21	20	9	11	1		1	0			18	17	4	13	1		1	0			
しつけ・生活	128	127	50	77	1	1		0			131	123	71	52	8		8	0			195	180	79	101	15	4	11	0			
交 友	13	13		13	0			0			3	3		3	0		0				8	7	4	3	0		1		1		
性	4	2		2	1	1		1		1	3	2		2	0		1	1			1	1	1		0		0				
発 達 障 害	107	106	55	51	1	1		0			1	1	1	0	0		0				2	1	1		1	1		0			
心 の 病	34	31	15	16	3	2	1	0			12	10	7	3	2		2	0			1	1	1		0		0				
性 格	90	33	30	3	57	54	3	0			20	13	11	2	7	7		0			0	0			0		0				
健康・身体	44	38	23	15	5	3	2	1	1		37	34	25	9	3	3		0			42	42	28	14	0		0				
い じ め	0	0			0			0			1	1	1	0	0		0				0	0			0		0				
虐 待	65	61		61	4	4		0			0	0		0	0		0				2	2		2	0		0				
有 害 環 境	0	0			0			0			0	0		0	0		0				0	0			0		0				
そ の 他	10	9		9	1		1	0			114	104	62	42	10	3	7	0			6	6	1	5	0		0				
合 計	1760	1550	838	712	203	182	21	7	6	1	1443	1308	739	569	134	69	65	1	1	0	1064	950	535	415	111	43	68	3	2	1	

4. 無職少年支援活動

令和7年度累計（令和8年3月31日現在）

支援対象少年		就労・就学状況		
人数		のべ人数		
総数	女子数		総数	女子数
3	0	就労	0	0
		就学	0	0

○本センターでは、「16歳以上で、学校(高校・大学等)に学籍がなく、いずれの仕事にも就いていない少年」を「無職少年」としている。このうち、継続的に支援を行なった少年を、上記の表に計上している。

○近年、「あすくる支援」において高校生が増加している一方、「無職少年支援」は減少している。この背景には、高校での進路変更に際して、中途退学ではなく、休学（登校しないが、とりあえず学籍を残す）や通信制高校への転学を選択する生徒の増加がある。

○上記の傾向を反映して、「就職・仕事」に関する相談数も減少傾向にある。その対象は「無職少年」よりも「無職少年以外」（有職少年・高校生・中学生）が中心となっており、特に今年度は、有職少年の就労後定着支援が多数である。（『少年センター相談活動状況』参照）

○近年、「無職少年支援」では、非行少年等の割合が低下し、非社会的な少年の割合が高まっている。後者は、高校中退だけでなく、通信制高校卒業時に、就職できないで「無職少年」となる状況が明らかとなっている。

○非社会的な少年に対しては、時間を守って来所することから始まって、作業実習や職場体験など、就労準備段階をスモールステップに留意して支援すること、就労後も伴走的に定着支援を行なうことを重視している。このことにより、短期離職がなくなるという効果をあげているが、一方で、支援期間の長期化が起こっている。

○福祉就労を希望する少年、福祉就労を行なっている少年が複数おり、就労支援事業所（A型・B型・移行）や計画相談支援事業所、市障害福祉担当課と連携した支援に努めている。

○管内高等学校訪問（5校）に加えて、管外の定時制・通信制高等学校訪問（7校）を実施し、対象少年の把握に努めている。

支援協力企業一覧

令和8年3月31日現在

	企 業 名	職種・仕事内容	住所		企 業 名	職種・仕事内容	住所
1	利建	防水工事	野洲	19	(有)岩崎製作所	金属切削加工	栗東
2	ヤマサキ(株)	外壁材加工等	栗東	20	(株)村山電産	電気部品製作	守山
3	(有)富綜	総合警備	守山	21	(有)由貴産業	梱包等	野洲
4	(株)OST栗東支社	建設業	栗東	22	(有)真栄	リフォーム等	東近江
5	(株)ウミノ製作所	精密板金加工	栗東	23	(株)びわこ運送	リサイクル	大津
6	(株)立入造園	造園業	守山	24	巧自動車	自動車整備等	野洲
7	(株)テクノ高布	精密機械	野洲	25	勝田建設	建築業	守山
8	(株)カロカ急配	倉庫作業等	守山	26	(株)タイセイ	エクステリア	竜王
9	(株)コバヤシ	塗装業	湖南	27	(有)かま久	そば店	守山
10	(株)福井工務店	大工	竜王	28	(有)Feel	板金塗装等	守山
11	(有)宮本	足場工事	守山	29	(有)フロリストじょうたつ	生花加工販売	守山
12	大崎設備工業(株)	建築設備	守山	30	(株)ジャパンコールド	車両製造販売	野洲
13	(株)葭本段ボール	製造業	守山	31	(株)AMJファーム	野菜等栽培	野洲
14	(株)シゲタ	教育図書教材	守山	32	(株)さいでん交易	リサイクル	守山
15	(株)シガMEC	電子制御機器	栗東	33	(株)かめやクリーニング	工場内仕訳等	守山
16	(株)津田商店	リサイクル等	野洲	34	(有)奥村自動車工業所	自動車整備等	野洲
17	マスダ商事(株)	リサイクル	野洲	35	(株)LIVE STAFF	職業紹介	甲賀
18	(株)コハラ	塗装業	野洲	36	Vita	農業	守山

5. 有害環境浄化活動

(令和7(2025)年4月1日～令和8(2026)年3月31日までの延べ件数)

(1) 有害図書等立入調査

【図書等取扱店舗数】

深夜スーパー店舗数	書店店舗数	その他店舗数	合計
39 (守山 21 ・ 野洲 18)	5 (守山 4 ・ 野洲 1)	58 (守山 42 ・ 野洲 16)	102 (守山 67 ・ 野洲 35)

【※その他店舗数 内訳】

金物・刃物店	ネットカフェ	カラオケ店	その他(ビデオ等)	携帯電話販売店	合計
21 (守山 14 ・ 野洲 7)	1 (守山 1 ・ 野洲 0)	4 (守山 3 ・ 野洲 1)	22 (守山 16 ・ 野洲 6)	10 (守山 8 ・ 野洲 2)	58 (守山 42 ・ 野洲 16)

項目 \ 地区	合計	守山	野洲
調査回数	31	21	10
調査店舗数	163	104	59
調査員数	77	53	24
資料収集	15	3	12
指定図書(有害と指定した図書)	15	3	12

(2) カラオケ店立入調査

項目 \ 地区	合計	守山	野洲
調査回数	8	5	3
調査員数	18	11	7

(3) 白ポスト回収 (有害と思われる図書・ビデオ・DVD等)

項目 \ 地区	合計	守山 (守山駅西口・東口)	野洲 (野洲駅北口・野洲市役所)
回収回数	16	12	4
回収物	書物	374	3
	ビデオ	102	99
	DVD	737	79
	玩具 他	0	0

【有害図書等立入調査について】

- ・コンビニ、書店、ビデオレンタル店、刃物取扱店、携帯電話取扱店などを含め102店舗（守山市67、野洲市35）を調査した。その他の店舗数の中には、量販店やビデオやDVDレンタル専門店・リサイクル店が含まれる。
- ・定期立入調査の実施は年間16回を予定し、管内の中学校・高等学校・養護学校の担当者と巡回を実施している。また、秋期(10月～11月)の一斉立入調査では、店舗移動確認や有害情報から青少年を保護するために、管内の教育委員会や守山警察署・南部健康福祉事務所等の担当者とセンター職員とで巡回を実施した。
- ・調査内容は県条例に基づいた販売や閲覧、陳列方法ができていないか等の確認をした。
- ・図書取扱店の中で、特にコンビニエンスストアでは包括指定を受ける有害図書等を販売しない店舗が増加する一方、陳列状況では有害図書の表示と区分けがあいまいな店舗もある。成人向け雑誌よりレディースコミックやボーイズコミック・成人コミック等に、有害図書と思われる寸前の廉価コミックスが増えてきた。また陳列方法が難しくこれらが混在している店舗もある。犯罪を誘発するおそれや粗暴性、残虐性を助長するおそれのある図書も時折販売されていた。
- ・すでに、有害図書を含む図書のすべてを陳列・販売しないコンビニエンスストアも出始めている。
- ・コンビニエンスストアの中には営業時間帯の工夫により、深夜から早朝の間は閉店する店舗もある。
- ・レンタル店ではビデオは全く陳列されておらず、DVDが主流になってきており枚数も増加している。アダルトDVDは表示のある間仕切り内での陳列ができていない。ホラー映像の一般棚に「18禁」や「15禁」のDVDが混在したり表示や区分けがされていないこともある。コンビニエンスストアでは、成人向け雑誌の中に付録としてのDVDがある。レンタル落ちやレンタルアップされたDVDが大量に安価で販売をされている店舗もある。
- ・ゲーム取扱店では指定ゲームも認識されてきており、表示と区分陳列はできてきている。しかし、中古ゲームを取扱っている店舗では、パッケージのレーティングマークが見えない状態で陳列販売されているものについては、見えるように工夫をお願いしている。また、指定ゲームが一般ゲームと混在していることもあり、区別して販売するようお願いをしている。
- ・エアガンについて、取扱店では「18歳以上対象」のものは鍵の掛かる場所等に陳列されており、販売時の年齢確認もできている。量販店ではBB弾等と呼ばれる低年齢対象の遊戯銃の弾が陳列、販売されている。また、中古品の販売店では、客の手の届かない所に工夫をして陳列しているところもある。年々取り扱いを取り止めている販売店が出始めている。
- ・刃物取扱店では、有害指定された有害がん具(ナイフ類)等を扱っている店舗は少ない。金物店や量販店は、有害ではない刃物(園芸用・工作用・家庭用)の種類が多くあり、プレート展示や見本品展示等の工夫をされている店舗もある。量販店では、店員を呼び出さないと購入できないよう配慮しているところもある。店員の目の届かない死角に陳列販売されている店舗もあり、注意をお願いしている。特に包丁類は、プレート展示をしたり、包装された実物を鍵付きのバーで押さえて勝手に外せないように展示している店舗もある。

【携帯電話取扱店について】

- ・携帯電話等取扱店では、有害情報から青少年を保護するため、条例に基づき契約時に保護者等にフィルタリングサービスの利用を勧めていただいている。

【カラオケ店立入調査について】

- ・カラオケ店、インターネットカフェ店では、条例に基づいた入場制限表示や入店時の年齢確認ができていないか等の確認をしている。
- ・長期休みなどの前には利用者には利用の時間制限があることを伝え利用するように伝えるよう確認をした。
- ・アルコール類を提供する店舗もあるため、年齢を確認をしてから提供をするようお願いをした。

【白ポスト回収について】

- ・白ポストは、守山市の青少年育成市民会議が守山駅の東西階段下に2箇所と野洲市の青少年育成市民会議が、野洲市役所と野洲駅北口階段下に1箇所ずつ設置している。守山市は月1回、野洲市は年間4回収を行ってきた。有害図書等(ビデオ・DVD含)の他にも有害と思われるがん具(成人雑誌の付録や成人用玩具等)も回収しているが本年度は入っていなかった。
- ・依然として、ごみ箱代わりにされている状況は改善されていない。青年、少年向けの小型漫画雑誌やコミック誌、新聞、タバコの吸い殻等が入っていることもある。ごく稀ではあるが図書館へ返却されるべき図書、あるいは個人が処分すべき図書が投入されていることもある。
- ・回収物は白ポストの設置者である両市の青少年育成市民会議を経て焼却処分されている。
- ・令和4年度より設置者である青少年育成市民会議の両市教育委員会の担当課職員の回収作業を手伝う形で行っている。

6. 広報啓発活動（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

◆「少年センターだより」の発行（207号・208号・209号・210号）

◆少年センターホームページによる広報啓発活動

◆公用車による職員の街頭巡回啓発活動

◆啓発（出前）講座・少年センター『あすくる』の説明 …

少年補導委員会活動説明会（守山市・野洲市）、少年補導サポーター研修会

守山市青少年育成市民会議評議員会、野洲市青少年育成市民会議総会・研修会

守山市校園長会、野洲市小中学校校長会、守山市更生保護女性会総会・研修会

幼稚園セミナー（祇王幼稚園 出前講座）、『あすくる』サポーター研修会

◆啓発資材配布

○「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」（7月）… 啓発ティッシュ・うちわ
（守山市・野洲市の公館・図書館等へ、来館者用に配布）

○中学生広場 守山市（7/12）、野洲市（7/5）… 啓発ティッシュ
（守山市・野洲市 中学生広場の来場者に配布）

○中学生との合同活動（7・8・9月）交流会…生徒・少年補導委員に啓発ティッシュ・うちわを配布

○「滋賀県子ども・若者育成支援推進強調月間」（11月）…啓発ティッシュ、除菌ティッシュ

・守山市・野洲市の公館・図書館等へ、来館者用に配布

・少年補導委員会各地区のコンビニエンスストアへ、来客用に配布

・守山市青少年育成大会（10/25）… 参加者に啓発ティッシュの配布

・はつらつ野洲っ子育成フォーラム（12/6）…参加者に啓発ティッシュの配布

○「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6月20日～7月19日）… 標語入り付箋・リーフレット
（守山市・野洲市 全小学校6年生児童に、薬物乱用防止教室等で配付）

◆防止教室の実施

○薬物乱用防止教室 守山市・野洲市の全15校の小学校で実施

7. 不審者・地域情報（令和7年4月～令和8年3月）

◇不審者情報 69件（守山市 9件、野洲市 9件、その他 51件）

◇地域情報 4件（守山市 3件、野洲市 1件）

・湖南4市（草津、栗東、守山、野洲）の少年センターが不審者情報を共有している。

・少年センターが入手した不審者情報は、半期に分けて管内の少年補導委員及び少年補導サポーターに情報提供している。

・令和7年度の不審者情報入手件数は、湖南4市の合計で69件。その内、守山野洲は18件

・事案別では、「声かけ」「盗撮」が多い。

・時間帯別では下校時間帯に集中している。

・少年補導委員・少年補導サポーター・地域の方々による登下校時の見守り活動が実施されている。

・発生場所は、通学路を含む路上や公園が多い。

・地域情報は、守山3件・野洲1件。

令和7(2025)年度 守山野洲地域不審者情報入手状況

1・入手件数

年度別	R7年度	R6年度	R5年度
入手件数	18件(守山9件・野洲9件)	13件(守山8件・野洲5件)	22件(守山4件・野洲18件)

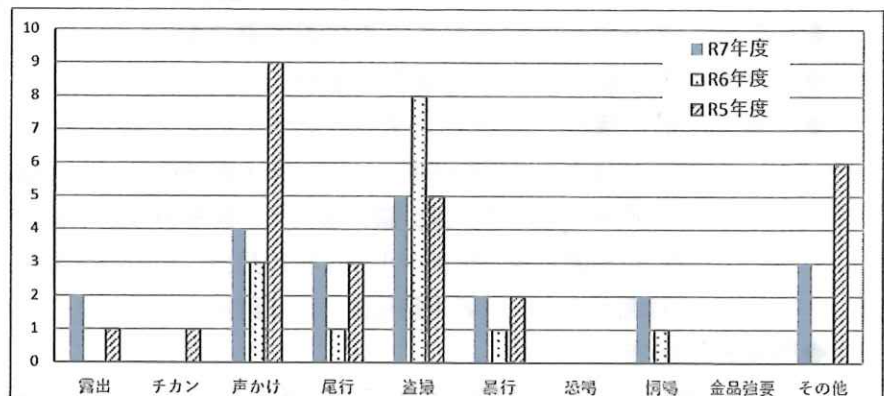
R7年度・・・(R7/04/01～R8/3/31)

R6年度・・・(R6/04/01～R7/3/31)

R5年度・・・(R5/04/01～R6/03/31)

2・事案別件数

事案別	R7年度	R6年度	R5年度
1 露出	2		1
2 チカン			1
3 声かけ	4	3	9
4 尾行	3	1	3
5 盗撮	5	8	5
6 暴行	2	1	2
7 恐喝			
8 恫喝	2	1	
9 金品強要			
10 その他	3		6
発生件数	21	14	27



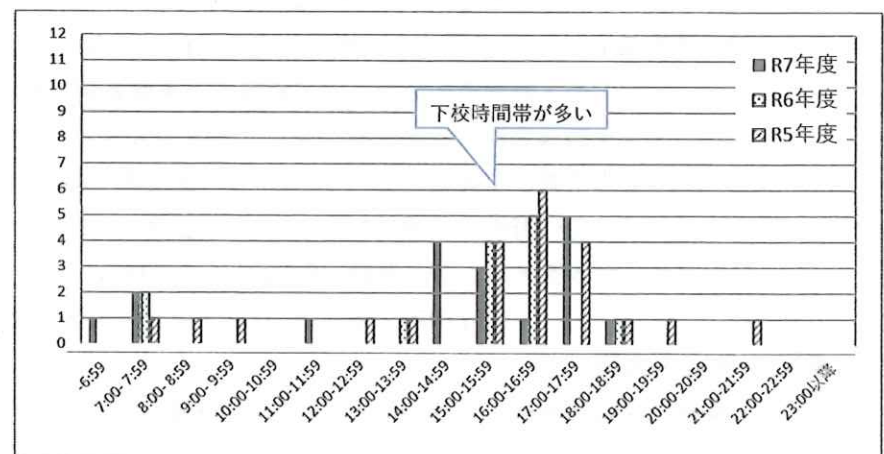
3・時間帯別件数

時間帯別	R7年度	R6年度	R5年度
-6:59	1		
7:00-7:59	2	2	1
8:00-8:59			1
9:00-9:59			1
10:00-10:59			
11:00-11:59	1		
午前発生件数	4	2	3
12:00-12:59			1
13:00-13:59		1	1
14:00-14:59	4		
15:00-15:59	3	4	4
16:00-16:59	1	5	6
17:00-17:59	5		4
18:00-18:59	1	1	1
19:00-19:59			1
20:00-20:59			
21:00-21:59			1
22:00-22:59			
23:00以降			
午後発生件数	14	11	19
発生件数	18	13	22

・入手件数は、昨年度と比べて増加。

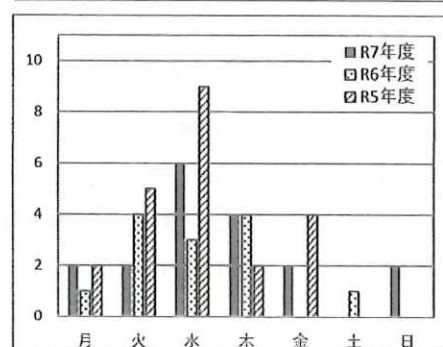
・事案別では声かけ・盗撮が多い。

・「撮影されている気がした」や「スマホのレンズがこっちを向いていた」等の事案も盗撮に含んでいます。



4・曜日別件数

曜日別	R7年度	R6年度	R5年度
月	2	1	2
火	2	4	5
水	6	3	9
木	4	4	2
金	2		4
土		1	
日	2		
発生件数	18	13	22



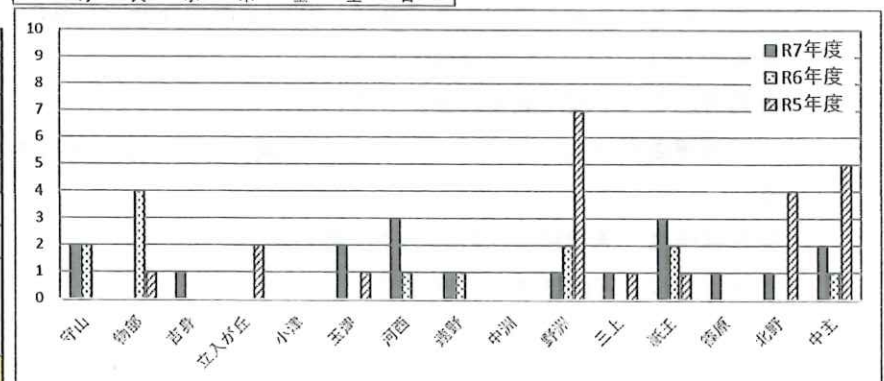
・時間帯別は下校時に集中しており、小学生の下校時間や中高生の帰るの時間帯に多く発生している。

・発生場所は、通学路を含めた路上がほとんどであり、他に公園等で発生している。

・曜日別は週の半ば頃に多く発生している。

5・地域別件数

地域別	R7年度	R6年度	R5年度	地域別	R7年度	R6年度	R5年度
守山	2	2		野洲	1	2	7
物部		4	1	三上	1		1
吉身	1			祇王	3	2	1
立入が丘			2	篠原	1		
小津				北野	1		4
玉津	2	1		中主	2	1	5
河西	3	1					
速野	1	1					
中洲							
守山合計	9	8	4	野洲合計	9	5	18



8. 令和7(2025)年度守山野洲少年補導(委)員会の活動

令和7(2025)年度守山野洲少年補導(委)員会活動説明会

守山市地区	1. 日 時	令和7(2025)年4月6日(日)	10時00分～11時30分
	2. 会 場	守山市民ホール 2階 研修室	
	3. 内 容	少年補導(委)員の活動内容説明、少年補導(委)員備品貸与等	
	4. 参加者	41名(守山野洲少年センター主催、守山警察署、社会教育・文化振興課同席)	
野洲市地区	1. 日 時	令和7(2025)年4月5日(土)	10時00分～11時30分
	2. 会 場	コミュニティセンターきたの 1階 大ホール	
	3. 内 容	少年補導(委)員の活動内容説明、少年補導(委)員備品貸与等	
	4. 参加者	33名(守山野洲少年センター、守山警察署同席、野洲市青少年市民会議補導部会)	

令和7(2025)年度守山野洲少年補導(委)員会総会並びに研修会(感謝状贈呈式、委嘱状交付式)

1. 日 時	令和7(2025)年5月10日(土)	10時00分～11時30分
2. 会 場	守山市役所 1階 多目的ホール	
3. 研修会	少年補導(委)員の活動・街頭巡回時の声のかけについて	守山警察署生活安全課
4. 出席者	少年補導(委)員	60名(守山37名 野洲23名)
	少年補導サポーター	4名(守山2名、野洲2名)
	事務局・関係者含	計83名



守山野洲少年補導(委)員会管内研修会

1. 日 時	令和7(2025)年10月25日(土)	10時00分～11時45分
2. 会 場	コミュニティセンターひょうず 1階 大ホール	
3. 研修会	「滋賀県内の児童・生徒を取り巻く諸問題の現状」について	
	講師	滋賀県教育委員会事務局 幼小中教育課児童生徒室 生徒指導緊急対策指導員 村上 隆 様
4. 参加者	少年補導(委)員	60名(守山37名、野洲23名)
	少年補導サポーター	5名(守山2名、野洲3名)
	事務局・関係者含	計73名



守山野洲少年補導(委)員会管外研修会(施設見学・訪問研修)

1. 日 時	令和7(2025)年12月2日(火)	7時50分～18時15分
2. 会 場	宮川医療少年院 三重県伊勢市小俣町宮前25	
3. 研修会	講和「少年院の概要・少年の状況」	
	施設見学(園庭、作業学習場、生活寮内部)	
4. 参加者	少年補導(委)員	14名(守山8名、野洲6名)
	少年補導サポーター	5名(守山2名、野洲3名)
	事務局・関係者含	計24名

街頭補導巡回活動

- ・定例街頭補導巡回は、年間計画に沿い各地区で工夫し197回、1133名で実施
 - ・地区外街頭補導巡回は、担当地区外の重点地区に出向き巡回を実施(7月から11月の間)
- ※地区外街頭補導巡回活動の目的は、他市、他地区の様子を知る、少年補導(委)員同士の交流を図ること

広報啓発活動

- 街頭啓発活動「青少年の被害・非行防止滋賀県強調月間」 7月6日(日) 10:00～11:00
- | | | |
|-----|--------------|-----|
| 守山市 | モリーブ守山 | 15名 |
| 野洲市 | ザ・ビッグエクストラ野洲 | 14名 |
- 「滋賀県子ども・若者育成推進支援強調月間」 16地区のコンビニや量販店等に啓発品を配置

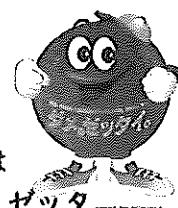
○学校へ出向いての啓発活動は人数制限し実施

- *中学生との合同活動(隔年で交流会と啓発活動)
- ・中学生との交流会(全7中学校で開催) ※詳細は別紙

*防止教室

- ・薬物乱用防止教室開催(管内小学校)
 - ・7/11三上小、9/4物部小、12/4祇王小、12/9小津小、12/18速野小
 - ・1/14篠原小、1/27玉津小、1/29立入が丘小、1/30守山小
 - ・2/5吉身小、2/6中主小、2/9野洲小、2/17北野小、2/18中洲小・2/24河西小

合言葉は
「ダメ。ゼッタイ」



9. 令和7(2025)年度守山野洲少年補導(委)員会の活動

◎少年補導サポーター登録者数

地区名	人数
守山	
物部	
吉身	2
立入が丘	2
小津	
玉津	1
河西	
速野	7
中洲	
総数	12

(名)

地区名	人数
野洲	2
三上	1
祇王	1
篠原	
北野	1
中里	1
兵主	1
総数	7

(名)

	総数	守山	野洲
平成28年度	6	6	5
平成29年度	14	8	6
平成30年度	14	8	6
平成31年度	20	9	11
令和2年度	16	7	9
令和3年度	23	13	10
令和4年度	22	12	10
令和5年度	21	12	9
令和6年度	11	11	0
令和7年度	19	12	7

(名)

◎主な活動 街頭補導巡回活動・広報啓発活動・研修会への参加

街頭補導巡回活動

- ・各地区担当の街頭補導巡回活動に参加協力

(守山3名 野洲9名)

広報啓発活動

- ・学校へ出向いての啓発活動

*防止教室

- ・薬物乱用防止教室開催(15小学校開催)

(守山1名 野洲0名)

研修会

令和7(2025)年度少年補導サポーター活動説明会

1. 日 時 令和7(2025)年4月11日(金) 14時00分～15時00分
2. 会 場 守山市立吉身会館 2階 研修室
3. 内 容 少年補導サポーターの活動内容説明、備品貸与等
4. 参加者 13名(守山7名 野洲6名)

令和7(2025)年度守山野洲少年補導(委)員会総会並びに研修会

4名(守山2名、野洲2名)

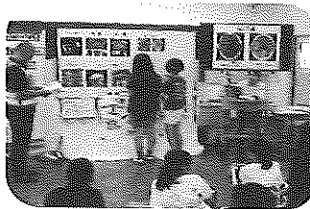
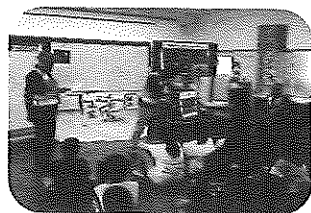
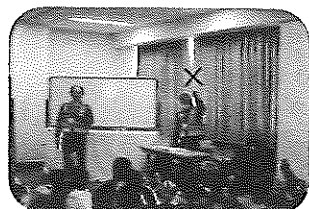
守山野洲少年補導(委)員会管内研修会

5名(守山2名、野洲3名)

守山野洲少年補導(委)員会管外研修会(施設見学・訪問研修)

5名(守山2名、野洲3名)

～少年補導(委)員・少年補導サポーターの薬物乱用防止教室の様子～



薬物についてのクイズを出し、○×で手を挙げて答えていく内容。児童たちに標本や動画を見てもらったり、実演で渦巻きを書いてもらったり、また、教員にも協力を得て「断る」ロールプレイをして、全員で教室を開催しています。

10. 中学生との合同活動（交流会）

中 学 校	担当地区	打合せ日時	開催日時	会 場	交 流 内 容	参 加 人 数						
						中学校 中学生	中学校 教員	少年補導委員 担当	少年補導委員 代表	その他	少年センター 職員	合計
守山中学校	吉身	6月20日 (金)	7月22日 (火)	守山中学校	○生徒会の取り組み、少年補導委員会の活動紹介 ○通学路で気になる場所について ○自転車の交通マナーと罰則の強化について	16	3	4	1		北川 中出 中井	33
	立入が丘	17:00～	10:30～ 12:00	普通教室(3室)				2	4			
	玉津											
守山南中学校	守山	6月26日 (木)	8月1日 (金)	守山南中学校	○中学校生活の活動および少年補導委員会の活動の紹介 ○交通ルールについて ○中学生ができる社会貢献活動について	7	4	3	1		北川 中井 中出	26
	物部	16:00～	10:00～ 11:30	普通教室(3室)				3	4			
	小津											
守山北中学校		7月4日 (金)	8月22日 (金)	守山北中学校	○少年補導委員会の活動紹介 ○交通安全について (中学校生活について)	12	3	7	1	守山 警察署	中井 長谷川 中出	28
	河西	16:00～	15:00～ 16:30	家庭科室						2		
明富中学校	遠野	6月18日 (水)	8月27日 (水)	明富中学校	○生徒会活動と少年補導委員会の活動紹介 ○中学生の時に大切にしていること、大切にしていたこと ○大人になって大切にしたいこと、大切にしておけばよかったこと	11	3	3	1		川端 石井 北川	24
	中洲	15:00～	13:30～ 15:00	大会議室								
野洲中学校	野洲	7月3日 (木)	7月29日 (火)	野洲中学校	○中学生の活動状況と少年補導委員会の活動紹介 ○交通ルールやマナーについて ○中学生ができる社会貢献活動について	12	3	5	1		北川 野田 長谷川	27
	三上	16:00～	13:30～ 15:00	多目的ホール				3				
野洲北中学校	祇王	6月19日 (木)	9月1日 (月)	野洲北中学校	○生徒会の取り組みや活動紹介・少年補導委員会の活動紹介 ○交通ルールやマナーについて ○中学生ができる社会貢献活動について	16	3	2	1		長谷川 石井 北川	30
	藤原	16:00～	13:30～ 15:00	多目的ホール 普通教室(2室)				2				
	北野							3				
中主中学校	中里	7月15日 (火)	8月29日 (金)	中主中学校	○生徒会の活動発表、少年補導委員会の活動紹介 ○校歌について、気になる場所、素数など (交通ルールやマナー)	10	4	4	1		北川 野田 長谷川	24
	兵主	18:30～	10:00～ 11:30	あやめホール フレンドリールーム				2				
交流会のねらい・趣旨						84	23	54	7	2	22	192

交流会のねらい・趣旨

○青少年が健やかにのびのびと育っていくことは私たちの願いです。しかし、青少年を取り巻く生活環境は、年々深刻な状況になってきています。特に近年、スマートフォン等の情報機器の普及によるSNS関連の問題、家庭や地域での子育て機会の低下、大麻をはじめとする薬物汚染、オーバードーズ、アルバイト等深刻な状況にあります。このような中、今日の中学生たちは日頃、学力向上、体力づくり、道德教育の充実等、自分自身に課せられた課題とともに、将来の自分に向かって自分づくりに取り組んでいます。

そこで、そのような中学生の身近にいる少年補導委員が、生徒と向き合い、その現状や考え方を知るとともに、少年補導委員の活動を知ってもらうための交流会を開催することで、お互いの意見を出し合いながら共有できる情報を見出し、相互の良い関係がつけられることを期待して実施します。

交流会の進め方

事前準備

○当日までに各中学校区の代表幹事と中学校の担当者および少年センター地区担当職員で、交流テーマ等について打合せ

開催日時・場所・交流会テーマ・参加人数（中学生・教員・少年補導委員・少年センター職員・当日の流れ 等）

○各中学校区の少年補導委員の中から、当日参加者を決定

開催日当日

1. 開会の挨拶 : 少年補導委員会代表（会長・副会長） 中学生代表 ・ 少年センター代表

2. 交 流 会 : 全体会のあと、各校独自の交流テーマに沿って、2～3のグループに分かれ交流会を実施

・全体会では、中学生の活動状況や少年補導委員会の活動状況を説明。その後、グループに分かれ、交流内容を元に意見交換を実施

・最後に全体会で、各グループで意見交換した内容を情報共有し交流会を終了。アンケートを記入して解散

・交流会の司会や記録は、全体会、グループ交流会ともに少年補導委員もしくは教員・中学生が担当

3. 閉会の挨拶 : 中学校代表（管理職もしくは担当職員）

成果と課題

○成果

- ・各学校ともテーマに対する中学生の思いや考えが、おおよそではあるが知ることができた機会となった。
- ・中学生にとって、大人の意見や考え方を聞くことができる機会であり、新たな考えを知ることができたと、アンケートに答えている。
- ・当日の会場準備（机・椅子の設置、資料等の配布）に、少年補導委員が携わる中学校もあった。
- ・中学生が積極的に話しかけて、中学校での様子がよく分かった。和やかな中での話し合いで、エネルギーをもらったとの少年補導委員さんの意見もあった。
- ・他世代との交流の良さやメリットが感じられたとの声が聞かれた。
- ・交通安全をテーマとする学校が多く、並進やヘルメットの着用など道路交通法への関心が、中学生のみならず少年補導委員の中にも改めて確認されていた。

○課題

- ・事前打合せにおいて報告を受けた参加生徒数に対して、開催日当日には部活動や塾、他団体の研修会等の理由で欠席者がいて、グループ数を減らさなければならぬ中学校もあった。これは、参加人数を事前に確定することの難しさを示していて、中学校の担当教諭にも負担をかけた。今後続けるのであれば、意見交流の内容を統一するなど、出来る限り中学校に負担がない形にする方が良く感じました。（少年補導委員より）
- ・当日の運営について、中学校の先生方や中学生が司会や記録を担当してくれる中学校が多く、事務局から口述書を渡してはいるものの、担当者には負担をかけた。（司会等を担当していただける少年補導委員さんが少ないのも現実である）
- ・交流会場所の準備や生徒への事前指導・参加人数調整など中学校側の負担が感じられることが多い。今回、交流会を生徒会活動の一部あるいは事業の一つとして取り入れている学校は殆ど感じられなかった。中学校に運営の助けや、出席者の調整を頼ったりしており、この事業の主催事業としての継続実施については困難さがあるため、本年度で中止が望ましいと考えられる意見もある。アンケートには実施当日の感想を記入する参加者が多く、事業全体を見通した評価がされにくい状況にあると思われる。

令和8(2026)年度 守山野洲少年センター 事業活動計画

月	守山野洲少年センター			所外行事
	少年センター行事	あすくる守山野洲	少年補導委員会	
4月	・ 辞令交付式(4/1) ・ 街頭補導巡回活動 ・ 相談活動 ・ 無職少年支援活動 ＊年度当初無職少年支援活動検討会 ・ 環境浄化活動 ＊有害図書等立入調査 ＊白ポスト回収 ・ 広報啓発活動	・ 支援検討会(4/1) ・ 職員研修 ・ 学校訪問 ・ あすくる職員合同研修会 ・ 第1回守山市生徒指導主任・主事会 ・ 守山市養護児童対策協議会第1回支援検討会議 ・ 第1回野洲市小・中学校生徒指導担当者連絡協議会	・ 定例街頭補導巡回 ・ 役員打合せ(4/6) ・ 第1回幹事会(正副幹事) (4/24) - コミセンひょうず 大ホール	・ 滋賀県青少年補導センター連絡協議会総会・研修会(4/15) ・ 少年補導センター・あすくる職員等研修会(4/16) ・ 小学校、中学校、高等学校入学式 ・ 守山市校長・教頭会(4/2) ・ 野洲市小中校長会(4/15) ・ 野洲市補導部会(4/4) ・ 北野地区青少年育成会議総会(4/25) ・ 瓶王地区青少年育成会議総会(4/26) ・ 野洲市各地区青少年育成会議総会
5月	・ 少年センター運営協議会(5/27) ・ 令和7年度会計監査 ・ 街頭補導巡回活動 ・ 相談活動 ・ 無職少年支援活動 ＊高等学校訪問 ・ 環境浄化活動 ＊有害図書等立入調査 ＊白ポスト回収 ・ 広報啓発活動 ＊「少年センターだより」発行 (守山市野洲市全戸配付)	・ 支援検討会 ・ 職員研修 ・ 学校訪問 ・ 第1回守山市生徒指導中学校連絡会 ・ 守山市養護児童対策協議会第2回支援検討会議 ・ 第1回守山市養護児童対策協議会研修会 ・ 第1回野洲市中学校生徒指導連絡会 ・ 野洲市養護児童対策協議会第1回実務者会議	・ 定例街頭補導巡回 ・ 特別街頭補導巡回活動 ・ 総会並びに研修会(5/9) (賞状贈呈式) - 守山市役所 1階 多目的ホール ・ 滋賀県少年補導委員会連絡協議会	・ 立入調査員研修会(5/19) ・ 滋賀県青少年育成県民会議総会(5/19) ・ 守山市青少年育成会議評議員会(5/24) ・ 野洲市各地区青少年育成会議総会
6月	・ 少年センター運営委員会(6/30) ・ 街頭補導巡回活動 ・ 相談活動 ・ 無職少年支援活動 ＊高等学校訪問 ・ 環境浄化活動 ＊有害図書等立入調査 ＊白ポスト回収 ・ 広報啓発活動	・ 総合コーディネーター訪問検討会 ・ 支援検討会 ・ 職員研修 ・ 学校訪問 ・ 第2回守山市生徒指導主任・主事会 ・ 守山市養護児童対策協議会第3回支援検討会議 ・ 野洲市養護児童対策協議会第2回実務者会議 ・ 第2回野洲市小・中学校生徒指導担当者連絡協議会	・ 定例街頭補導巡回 ・ 役員打合せ ・ 第2回幹事会(6/16) - コミセンきたの 研修室	・ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(6/19～7/20) ・ 滋賀県青少年補導センター所長会(6/3) ・ 青少年の被害・非行防止滋賀県強調月間推進会議 ・ 非行防止・環境浄化対策連絡協議会(6/29) ・ 新湖南地区高等学校等生徒指導連絡協議会 ・ 無職少年対策指導員研修会(6/10) ・ 野洲市地域安全連絡会議
7月	・ 青少年の被害・非行防止滋賀県強調月間活動 ・ 街頭補導巡回活動 ＊強調月間・特別活動 ・ 相談活動 ＊センター活動第1期四半期報告 ・ 無職少年支援活動 ＊高等学校訪問 ・ 環境浄化活動 ＊有害図書等立入調査 ＊白ポスト回収 ・ 広報啓発活動 ＊「少年センターだより」発行 ＊強調月間活動	・ 支援検討会 ＊あすくる第1期四半期報告 ・ 職員研修 ・ 学校訪問 ・ 守山市養護児童対策協議会第4回支援検討会議 ・ 第2回守山市養護児童対策協議会研修会	・ 青少年の被害・非行防止滋賀県強調月間活動 ・ 定例街頭補導巡回 ・ 夏期特別街頭補導巡回 ＊もりやま夏まつり ・ 強調月間活動 ＊地区外街頭補導巡回 ＊近江地区 守山地区(玉津地区)・宮身地区(三上地区) ＊河内地区(丹波地区)・野洲地区(守山地区) ＊中学生との合同活動(11月入札予定) ＊警察官の配付(中学生広場の会場出入口) ＊少年センターだよりへ寄稿(2地区)	・ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(6/19～7/20) ・ 青少年の被害・非行防止滋賀県強調月間 ・ 社会を明るくする運動強調月間 ・ 少年補導センター・あすくる職員等研修会 ・ 新湖南地区高等学校等生徒指導連絡協議会一斉街頭巡回 ・ 守山市青少年問題協議会 ・ 「心と心をつなぐあいさつ運動」(守山市) ・ 「まちぐるみで愛の声かけ運動」(野洲市) ・ 「中学生広場」守山市7/11 野洲市7/4

月	守山野洲少年センター			所外行事
	少年センター行事	あすくる守山野洲	少年補導委員会	
8月	・街頭補導巡回活動 ・相談活動 ・無職少年支援活動 ＊高等学校訪問 ・環境浄化活動 ＊有害図書等立入調査 ＊白ポスト回収 ・広報啓発活動	・支援検討会 ・職員研修 ・学校訪問 ・守山市要保護児童対策協議会第5回支援検討会議 ・第3回守山市要保護児童対策協議会研修会	・定例街頭補導巡回 ・夏期特別街頭補導巡回 ・地区外街頭補導巡回 ※重点地区 守山地区（河西地区）・吉身地区（蔵王地区） 河西地区（中里地区）・野洲地区（物部地区）	・滋賀県青少年補導センター所長会(8/5) ・「中学生広場」滋賀県大会(8/22) ・薬物乱用防止教室指導者講習会(近畿7県) ・湖南甲賀青少年育成連絡協議会 ・守山市中学校別移行会議 ・守山市自治連合会会長会 ・野洲市自治連合会会長会
9月	・街頭補導巡回活動 ・相談活動 ・無職少年支援活動 ＊高等学校訪問 ・環境浄化活動 ＊有害図書等立入調査 ＊白ポスト回収 ・広報啓発活動	・支援検討会 ・職員研修 ・学校訪問 ・守山市要保護児童対策協議会第6回支援検討会議 ・第4回守山市要保護児童対策協議会研修会 ・第2回野洲市中学校生徒指導連絡協議会 ・野洲市要保護児童対策協議会第3回実務者会議	・定例街頭補導巡回 ・地区外街頭補導巡回 ※重点地区 守山地区（近野地区）・吉身地区（徳原地区） 河西地区（北野地区）・野洲地区（吉身地区） ・役員打合せ ・第3回幹事会	・滋賀県青少年補導センター連絡協議会研修大会(9/26) ・新湖南地区高等学校等生徒指導連絡協議会 ・青少年市町民会議連絡会(9/11) ・野洲市いじめ問題等対策連絡協議会 ・小学校運動会、中学校体育祭
10月	・街頭補導巡回活動 ・相談活動 ＊センター活動第2期四半期報告 ・無職少年支援活動 ＊前期末無職少年支援活動検討会 ＊無職少年非行防止対策事業前期報告提出 ・環境浄化活動 ＊有害図書等立入調査 ＊県下一斉立入調査 ＊白ポスト回収 ・広報啓発活動	・総合コーディネーター訪問検討会 ・支援検討会 ＊あすくる第2期四半期報告 ・職員研修 ・学校訪問 ・守山市要保護児童対策協議会第7回支援検討会議 ・第3回野洲市小・中学校生徒指導担当者連絡協議会 ・第2回守山市生徒指導中学校連絡会	・定例街頭補導巡回 ・地区外街頭補導巡回 ※重点地区 守山地区（中洲地区）・吉身地区（北野地区） 河西地区（吉身地区）・野洲地区（北入谷地区） ・管内研修会	・麻薬覚せい剤乱用防止運動 ・近畿地区青少年補導センター連絡協議会研修大会 ・滋賀県青少年補導センター所長会(10/7) ・滋賀県薬物乱用防止教室指導者講習会 ・「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり市民大会(10/3) ・あすくる・無職少年対策合同連絡会議 ・守山市就労(進路)支援に関する検討会 ・守山市青少年育成大会(10/24) ・各地区・自治会など体育行事・文化行事
11月	・滋賀県子ども・若者育成支援推進強調月間活動 ・街頭補導巡回活動 ＊強調月間・特別活動 ・相談活動 ・無職少年支援活動 ＊高等学校訪問 ・環境浄化活動 ＊有害図書等立入調査 ＊県下一斉立入調査 ＊白ポスト回収 ・広報啓発活動 ＊「少年センターだより」発行 ＊強調月間活動	・支援検討会 ・職員研修 ・学校訪問 ・第3回守山市生徒指導主任・主事会 ・守山市要保護児童対策協議会第8回支援検討会議 ・第5回守山市要保護児童対策協議会研修会 ・第3回野洲市中学校生徒指導連絡協議会 ・野洲市要保護児童対策協議会第4回実務者会議(11/21)	・滋賀県子ども・若者育成支援推進強調月間活動 ・定例街頭補導巡回 ・管外研修会 ・強調月間活動 ＊地区外活動 ※重点地区 守山地区（近野地区）・吉身地区（北入谷地区） 河西地区（守山地区）・野洲地区（小津地区） ＊中学生との合同活動(行入ふたつと一) ＊啓発品の配付(2中学校) ＊少年センターだよりへ寄稿(2地区)	・滋賀県子ども・若者育成支援推進強調月間 ・麻薬覚せい剤乱用防止運動 ・滋賀県青少年育成大会(11/7) ・滋賀県関係機関連絡調整会議 ・滋賀県青少年補導センター・湖南7県研修会 ・「心と心をつなぐあいさつ運動」(守山市) ・「まちぐるみで愛の声をかけ運動」(野洲市)

月	守山野洲少年センター			所外行事
	少年センター行事	あすくる守山野洲	少年補導委員会	
12月	・街頭補導巡回活動 ・相談活動 ・無職少年支援活動 ＊高等学校訪問 ・環境浄化活動 ＊有害図書等立入調査 ＊白ポスト回収 ・広報啓発活動	・支援検討会 ・職員研修 ・学校訪問 ・あすくる職員合同研修会 ・守山市養保護児童対策協議会第9回支援検討会議	・定例街頭補導巡回 ・冬期特別街頭補導巡回 ・役員打合会 ・第4回幹事会	・滋賀県青少年補導センター所長会(12/2) ・少年補導センター・あすくる職員等研修会 ・「はつらつ野洲っ子」育成74-74(12/5)
R8 1月	・街頭補導巡回活動 ・相談活動 ＊センター活動第3期四半期報告 ・無職少年支援活動 ・環境浄化活動 ＊有害図書等立入調査 ＊白ポスト回収 ・広報啓発活動	・支援検討会 ＊あすくる第3期四半期報告 ・職員研修 ・学校訪問 ・第3回守山市生徒指導中学校連絡会 ・守山市養保護児童対策協議会第10回支援検討会議 ・野洲市養保護児童対策協議会第5回実務者会議	・定例街頭補導巡回 ・冬期特別街頭補導巡回	・新湖南地区高等学校等生徒指導連絡協議会 ・野洲市不登校生徒移行支援会議 ・成人式式典巡回
2月	・少年センター運営協議会 ・少年センター運営委員会 ・街頭補導巡回活動 ・相談活動 ・無職少年支援活動 ＊高等学校訪問 ・環境浄化活動 ＊有害図書等立入調査 ＊白ポスト回収 ・広報啓発活動	・総合コーディネーター訪問検討会 ・支援検討会 ・職員研修 ・学校訪問 ・第3回守山市生徒指導中学校連絡会 ・守山市養保護児童対策協議会第11回支援検討会議	・定例街頭補導巡回 ・役員打合会 ・第5回幹事会 ・滋賀県少年補導委員会連絡協議会	・滋賀県青少年補導センター所長会(2/3) ・守山市就労(退路)支援に関する検討会 ・野洲市青少年育成大会(2/6)
3月	・少年センター運営委員会 ・街頭補導巡回活動 ・相談活動 ＊センター活動第4期四半期報告 ＊センター活動年度報告 ・無職少年支援活動 ＊後期末無職少年支援活動検討会 ＊無職少年非行防止対策事業後期報告提出 ＊高等学校訪問 ・環境浄化活動 ＊有害図書等立入調査 ＊白ポスト回収 ・広報啓発活動 ＊「少年センターだより」発行	・支援検討会 ＊あすくる第4期四半期報告 ＊あすくる年度報告 ・職員研修 ・青少年支援センター研修会 ・学校訪問 ・守山市養保護児童対策協議会第12回支援検討会議 ・第4回野洲市小中学校生徒指導連絡協議会 ・野洲市養保護児童対策協議会第6回実務者会議	・定例街頭補導巡回 ・役員選出会議 ・地区幹事選出会議 ・少年補導(委)員活動備品返却	・守山市中学校別移行会議 ・小学校、中学校、高校卒業式

- ・随時、出前講座を受けています。
- ・随時、生徒指導会議・ケース会議・要保護児童支援対策協議会等へ出席します。
- ・適時、薬物乱用防止教室開催にあたり、打合せ会や教室練習の開催します。
- ・感染症の状況によっては、事業縮小、計画中止になる場合があります。
- ※守山野洲少年センターは非行少年立ち直り支援『あすくる』を併設しています。
- ※守山野洲少年センターは守山野洲少年補導委員会の事務局をあずかっています。

令和8年度 野洲市小・中学校結核健康診断対策委員会委員名簿

任期: 令和8年4月1日～令和10年3月31日

(敬称略)

		氏 名	備考
1号委員	学校医の代表	ほりで なおき 堀出 直樹	堀出医院 医師
2号委員	所轄保健所長	しまむら きよし 嶋村 清志	草津保健所長
3号委員	草津・甲賀・東近江保健所感染症審査協議会の代表	はしくら ひろき 橋倉 博樹	済生会滋賀県病院 琵琶湖養育院病院 医師
4号委員	野洲市保健センター保健師	つじ あさひ 辻 あさひ	健康推進課
5号委員	野洲市小・中学校教育研究会保健部会代表	よしだ きよし 吉田 享史	校長会代表 (野洲中学校)
6号委員	野洲市小・中学校教育研究会保健部会(養護教諭部会)代表	つちや さちよ 土屋 彩知代	野洲市小中学校養護 教諭部会代表 (中主中学校)
事務局			
野洲市教育委員会 教育長		北脇 泰久	
学務課		周防 百姫	
学務課		巳波 紗希子	

平成16年10月1日

教育委員会告示第3号

(趣旨)

第1条 この告示は、学校保健法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第1号）に基づき、野洲市内の小学校及び中学校における結核健康診断について、野洲市小・中学校結核健康診断対策委員会（以下「委員会」という。）を設置し、組織及び運営に関し必要事項を定めるものとする。

（平22教委告示12・一部改正）

(業務)

第2条 委員会の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校における結核検診の実施計画、実施状況及び結果把握に関すること。
- (2) 精密検査対象児童生徒の管理方針の検討に関すること。
- (3) 患者発生時における関係機関との協力と対策に関すること。
- (4) 地域と連携した学校の結核管理方針の検討に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(委員の定数及び任期)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学校医の代表
- (2) 所轄保健所長
- (3) 草津・甲賀・東近江保健所感染症診査協議会の代表
- (4) 野洲市保健センター保健師
- (5) 野洲市小・中学校教育研究会保健部会代表
- (6) 野洲市小・中学校教育研究会保健部会（養護教諭部会）代表

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平22教委告示12・平29教委告示4・一部改正）

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、学校において定期健康診断が実施されている月は、随時開催する。ただし、その他の月に

関しては、必要に応じ開催する。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。退任した後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、野洲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）事務局において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行後、最初に任命される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

付 則（平成22年教委告示第12号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成29年教委告示第4号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

**令和 8 年第 3 回野洲市議会定例会
議案質疑・一般質問の内容と答弁の
要旨について
(6 月 2 日開会)**

1. 議案質疑の内容と答弁の要旨 ⇒ 議案質疑はありませんでした

2. 一般質問の内容と答弁の要旨

1. 質問者

日本共産党野洲市議団 野並 享子 議員

2. 質問内容

【1】「子育て支援、給食の無償化などを」

① 学校給食費における中学校の無償化の費用はいくらになるのかについて

【答弁の要旨】（【1】教育部長答弁）

【1】「子育て支援、給食の無償化などを」

① 学校給食費における中学校の無償化の費用はいくらになるのかについて

中学校の無償化の費用としましては、令和8年度当初予算ベースで、7千287万2,800円が必要となります。

1. 質問者

民主やす 山本 剛 議員

2. 質問内容

【1】「夜間中学について」

① 識字教育の意義について

② 県内で唯一識字の取組をしている野洲市でも夜間中学が必要と思うが見解を問う

【答弁の要旨】（【1】教育長答弁）

【1】「夜間中学について」

① 識字教育の意義について

識字教育は、単に「文字が読める・書けるようになる」ことにとどまらず、人間の生活や社会参加、自己実現に深く関わる重要な意味があると考えます。社会の一員として自立して生きる力を育て、人間らしく生きるための権利を支えるものであると考えます。

② 県内で唯一識字の取組をしている野洲市でも夜間中学が必要と思うが見解を問う

山本議員のご説明のとおり、滋賀県に夜間中学は1校だけあり、湖南市立甲西中学校内に今年度開校いたしました。湖南市は通学できる範囲ですので、野洲市からも通学されています。現在野洲市では、夜間中学校開校の予定はありませんが、需要が拡大するなど、今後の状況を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

1. 質問者

清明会 岩井 智恵子 議員

2. 質問内容

【1】「野洲市と近隣市のスポーツセンター利用料金の比較他について」

- ① 水泳授業について、小学校での利用施設の名称、頻度、配置予定の指導員数について
- ② 利用施設での配置と指導について

【2】「野洲市歴史民俗博物館と弥生の森歴史公園の今後について」

- ① 令和4年の文教福祉常任委員会の所管事務調査報告書の進捗状況について
- ② 博物館は「不特定多数の方が来館するという施設の特性を踏まえ、利用者の安全性確保や利便性に係る修繕を最優先に行い、耐用年数が経過した設備についても、劣化状況を確認しながら計画的に行う」とあるが、見解は
- ③ 竪穴住居の修繕をクラウドファンディングや企業などからの協賛金を募る考えは
- ④ 関係団体や協賛いただける有志の方々などと連携しアイデアを重ねることで、予算化ありきでない、展開ができるのでは
- ⑤ 体験型イベント企画、「今だけ、ここだけ、あなただけ」という特別感のある演出や、賑わいの創出について

【答弁の要旨】（【1】①教育部長答弁、②教育長答弁・【2】①教育長答弁、②⑤市長答弁、③④教育部長答弁）

【1】「野洲市と近隣市のスポーツセンター利用料金の比較他について」

① 水泳授業について、小学校での利用施設の名称、頻度、配置予定の指導員数について

小学校の水泳授業において利用する施設は、野洲市健康スポーツセンター「サンネス」と、野洲市内の民間施設である「ラック湖南リゾート」です。

1人当たりの入水回数は、4回を予定しています。また、現在登録いただいている水泳指導員は8名です。

② 利用施設での配置と指導について

プール指導については、もとより小学校ではどの教員でも指導しなければならない学習内容であります。

それぞれの教員の指導力向上のために、各校では指導方法の研修を行っています。

今年度から始まる、民営民間施設を利用した小学校の水泳学習については、小学校の教員に加え、水泳指導員が少なくとも1名入り授業を行います。この水泳指導員は、元教員やスイミングスクールの指導員です。

授業では、各校学年単位で入水し、習熟度別にグループを作り、小学校教員の指示のもと、水泳指導員がグループの1つを担当する形で授業を行います。教員の負担軽減に加え、水泳指導力の向上のためにも、水泳指導員の役割は大きいと考えます。

【2】「野洲市歴史民俗博物館と弥生の森歴史公園の今後について」

① 令和4年の文教福祉常任委員会の所管事務調査報告書の進捗状況について

令和4年の文教福祉常任委員会の所管事務調査報告書に掲げられた議員ご指摘の課題7

項目のうち、まず「特別収蔵庫空調」につきましては、令和6年3月までに更新工事を完了しております。

次に「消防関係設備の更新」につきましては、令和4年度に非常放送設備、自動火災報知設備、ハロゲン化物消火設備等の更新工事を完了しています。

さらに毎年実施が義務化されている「消防設備点検」により、指摘のあった不良個所をその都度、更新しております。

次に「全館空調から個別空調へ」と「キュービクルなど安全面の課題」につきましては、互換性が高い設備であり同様の回答になりますが、令和5年度の基本計画で「個別空調ではなく全館空調が望ましい」という結果に至りましたが、実施設計・更新工事には至っておりません。

このような事態に対処すべく、空調は来館者の状況に合わせてこまめに切換えを行うなど、設備に過度な負担が掛からないよう運行に努めています。

次に「弥生の森公園の整備」につきましては、職員による日常管理と、毎年公益社団法人野洲市シルバー人材センターと管理委託契約を締結し、美しい環境維持に努めております。

次に「案内看板などわかりやすさの改善」についきましては、駐車場内の損傷している案内看板については、応急処置を講じます。また、ホームページの更新をはじめ、SNSを開設し、最新の情報をわかりやすく案内するよう努めています。

次に「エレベーターの新設」につきましては、搬入用エレベーターを代用し、必要な方に職員がお声掛けし、同行して運行を行っています。(搬入用エレベーターを利用することで、バックヤードの一部を見学することもでき、利用者には好評を得ております)。

このように職員の創意工夫により運用面に対応しておりますが、照明器具のLED化やトイレの洋式化、銅鐸展示等常設展示の刷新や研修室の設備更新等さらなる課題もございます。

いずれにいたしましても、施設の老朽化に関するこれらの課題については、早急な対策が必要であると認識しております。

② 博物館は「不特定多数の方が来館するという施設の特性を踏まえ、利用者の安全性確保や利便性に係る修繕を最優先に行い、耐用年数が経過した設備についても、劣化状況を確認しながら計画的に行う」とあるが、見解は

不特定多数が利用する施設の管理については、消防法や建築基準法が定める基準に従い適正に管理、点検を行っているところです。

今後におきましても、利用者の安全面を最優先にしつつ、時勢にあわせ費用対効果を見極めながら、適切な管理運営に努めていきます。

③ 竪穴住居の修繕をクラウドファンディングや企業などからの協賛金を募る考えは

弥生の森歴史公園では、銅鐸の時代=弥生時代を学習・体現していただくため、竪穴住居や高床倉庫を復元しています。竪穴住居の躯体はしっかりしているものの、37年が経過して屋根にコケや草が生い茂り、棟木(むなぎ)や葦葺(よしぶ)き屋根が朽ちています。

クラウドファンディングや企業からの協賛金を募るという手法は、庁内においても検討してきたところですが、このような特殊な建物を修繕できる職人の減少や修繕費用が予想以上にかかること、資金を集める前提条件として「一定程度の歴史に関する理解や興味を

持つ方々のご協力が必要である」こと等から、現時点では実施に向けた具体的な見通しには至っておりません。

引き続き、さまざまな手法の可能性を検討しながら、堅穴住居のありか方を検討してまいります。

④ 関係団体や協賛いただける有志の方々などと連携しアイデアを重ねることで、予算化ありきでない、展開ができるのでは

過去に実施してきたイベントを振り返りますと、歴史民俗博物館友の会をはじめとする多くの団体や有志の知恵と協力がありました。昨今では、いずれの団体も高齢化、後継者不足という課題が顕著で、イベント等を開催する予算の確保も厳しい状況になっています。

議員が提案される様々な団体とのパイプを繋ぎ、色々なアイデアや知恵を重ね合わせ、集客に繋がる事業を展開することは、昨年度に策定しました「野洲市文化財保存活用地域計画」におきまして、行政や関係機関・関係団体が協議会を設置し、事業展開することと合致するものですので、文化財保護課とも協力しながら進めてまいります。

⑤ 体験型イベント企画、「今だけ、ここだけ、あなただけ」という特別感のある演出や、賑わいの創出について

当館独自の特別感としましては、「古代人に変身」と銘打って古代の衣装や装身具等を身に着けるコーナーを設け、団体入館者には学芸員が対面で資料解説を行なっています。

また、学校の春・夏の長期休暇期間には、参加型のスタンプラリーやクイズラリーを開催し、二代目ドウタクくんの登場機会も増やすなど、入館者の興味関心を向上させる工夫をしております。

さらに、併設する「弥生の森歴史公園」では、埴輪や土器、まが玉づくりなどの体験教室を開催し、小学校の児童や福祉団体の方々をはじめとして数多く利用いただいております。

議員が提案されているような体験型イベントとしましては、歴史民俗博物館友の会との共催で開催しております様々な昔あそびを体験する「弥生の森の秋まつり」で、毎年400人以上の方々が訪れ、好評を得ている事業があります。

今後におきましても、このほか更に「今だけ ここだけ あなただけ」に繋がる取り組みについて、博物館友の会、市観光物産協会、市ボランティア観光ガイド協会等の関係団体や庁内関係課と連携し、イベント企画や賑わい創出に取り組んでまいりたいと考えております。

1. 質問者

未来共創 橋 完司 議員

2. 質問内容

【1】「市内小中学校グラウンドの除草・維持管理体制について」

- ① 市内小中学校グラウンドの維持管理実態について
- ② 学校現場への負担について
- ③ 安全管理と教育環境について

④ 今後の改善策について

【2】「市内通学路への防犯カメラ設置の考えを問う」

- ① 教育長として、子どもの命と安全を守る観点から、防犯カメラ整備の必要性をどのように認識されているのか伺う

【答弁の要旨】（【1】教育部長答弁、【2】教育長答弁）

【1】「市内小中学校グラウンドの除草・維持管理体制について」

① 市内小中学校グラウンドの維持管理実態について

教育委員会では、学校用務員を雇用・配置し、グラウンドの除草を含む校内の環境整備を日常的に実施しています。

グラウンド等の「除草」を目的とした業務委託はしておりませんが、学校敷地内の植栽管理については、高木（こうぼく）等の剪定業務委託を専門業者へ発注し、害虫の発生抑止や景観維持を図っております。

また、学校用務員による日常的な対応に加え、学校教職員や保護者、地域の方々などにも、年に数回の除草作業をご協力いただいている状況でございます。

学校の除草作業につきましては、各学校において同様の対応を行っているところですが、それぞれの校地の広さや土壌の状況などにより、草の種類や生え方、成長の早さ、草の量には差が生じます。そのため、結果として時期や環境によっては草が多く生えている学校もあるものと認識しております。

② 学校現場への負担について

市内小中学校の除草作業は、主に、用務員や管理職が勤務時間内や早朝・放課後などに行っていることがあることを把握しています。また、子どもたちと教職員が、一緒に学習活動として除草を行うこともございます。

夏季休業中の土曜日や日曜日に、PTA の活動として保護者とともに教職員が除草作業を行う場合もございますが、その際は、その作業時間分の振替休業を設けています。

③ 安全管理と教育環境について

ご指摘のとおり、雑草の繁茂はグラウンドの安全確保に支障を及ぼす要因の一つであり、良好な学校環境を維持していく上での課題であると認識しております。

グラウンドに雑草が生い茂ると、地面の状況が把握しにくくなり、段差や石などによる転倒のリスクが高まり、児童生徒が安心して運動に取り組みにくい環境となります。

このため、学校におけるグラウンドの環境整備は、単なる景観維持にとどまらず、子どもたちが安全に、安心して運動できる教育環境を確保するために重要であると考えております。

今後も各学校の状況を把握しながら、必要な除草や点検に努め、教育環境の維持・向上を図ってまいります。

④ 今後の改善策について

学校施設の維持管理について、教育委員会で一元化することは、学校や保護者、地域ボランティアの方々の負担が減る点で有効であると考えます。

一方で、行政側の限られた人員や予算の中では、広範囲の課題を継続的に管理すること

が難しい場合があります。

また、学校が地域コミュニティの皆さまと協力して作業を行うことは、地域との交流の機会を生み出し、地域の連帯感や協力体制の強化につながり、日常の見守りや防犯意識の向上にも良い影響を与えていることも考えられます。

さらに、自分たちの手で環境を整える活動を通じて学校や地域への愛着や責任感が高まり、継続的な美化意識の醸成にも繋がる可能性があります。

しかしながら、ボランティアは、「できる時間に、できる場所で、できることを行う」ものであり、対応可能な範囲は限られてきます。

今後、議員にご提案いただきました視点も含め、施設の適正管理に加え、教職員の負担軽減にも繋がるよう各校の実情も鑑みながら対応策を検討してまいりたいと考えております。

【2】「市内通学路への防犯カメラ設置の考えを問う」

① 教育長として、子どもの命と安全を守る観点から、防犯カメラ整備の必要性をどのように認識されているのか伺う。

学校は、子どもたちが安心して学び、生活する場であり、その命と安全を守ることは、教育行政における最優先の責務であると認識しております。

近年、不審者の侵入や、校内外におけるさまざまな危険事案への備えが一層求められており、防犯カメラは、犯罪や不審行為の抑止につながるとともに、万が一事案が発生した場合には、状況把握や迅速な対応に資する有効な手段の一つであると考えております。

このため、防犯の観点から、防犯カメラの重要性については認識しております。

1. 質問者

創政会 奥山 文市郎 議員

2. 質問内容

【1】「電話や SNS 等での特殊詐欺の現状及び未然防止対策について」

- ① 学校教育において、電話や SNS 等の詐欺被害にあわないための指導や啓発、また、実際にあった場合の家庭や関係機関との相談体制などのアプローチはあるのか

【答弁の要旨】（【1】教育長答弁）

【1】「電話や SNS 等での特殊詐欺の現状及び未然防止対策について」

① 学校教育において、電話や SNS 等の詐欺被害にあわないための指導や啓発、また、実際にあった場合の家庭や関係機関との相談体制などのアプローチはあるのか

電話や SNS 等を悪用した特殊詐欺の被害は身近なものとなっています。児童生徒が今後、被害にあわないようにするために、学校教育においても、正しい情報を見極める力や、安易に個人情報を伝えないことの重要性を指導していくことが必要であると考えております。

小中学校では、発達段階に応じて、情報モラル教育や防犯教育の中で、知らない相手からの電話やメッセージに応じないこと、SNS 上でのやり取りや個人情報の取扱いに注意すること、困った時には一人で判断せず、大人に相談することなどについて、継続的に指導をしています。また、消費者行政推進事業として、外部講師を招いた啓発活動も実施して

います。

実際に児童生徒が被害にあった場合は、まずは近くの人に発信することが大切です。迷わず相談できるような関係を日頃から築き、相談があれば関係機関と連携して対処していきたいと考えています。

今後も学校、家庭、地域、関係機関が連携し、子どもたちが特殊詐欺等の被害に巻き込まれないよう、未然防止に向けた取り組みを進めてまいります。

1. 質問者

ネクスト YASU・アリーナ会議 田中 遼 議員

2. 質問内容

【1】「野洲に眠る『世界一』が観光・文化・未来を変える」

- ① 本市として大岩山1号銅鐸を「日本最大級」にとどまらず、「世界最大の銅鐸」との表現の可能性、あるいは発信し得る価値があると言えるか

【2】「報道に揺れる子供の平和教育と校外活動の安全確保」

- ① 春季総体等における遠方への移動手段の現状と公共交通機関での対応が難しい場合の工夫や配慮について
- ② 民泊と従来のホテル型と比べた時の利点。これまで改善してきた点、そして今なお残る課題をどう整理されているかについて
- ③ 今回の教育基本法第14条違反認定の受け止めと、本市における修学旅行以外の平和教育の実践や独自の取組、今後の方向性と課題について、教育委員会の認識を伺う

【答弁の要旨】（【1】教育長答弁、【2】教育長答弁）

【1】「野洲に眠る『世界一』が観光・文化・未来を変える」

① 本市として大岩山1号銅鐸を「日本最大級」にとどまらず、「世界最大の銅鐸」との表現の可能性、あるいは発信し得る価値があると言えるか

銅鐸は、内面に振り子（舌（ぜつ））を吊下げ、ゆり鳴らす鈴の系譜をひくカネで、朝鮮半島の小型・無文の小銅鐸（小銅鈴）を祖型として（紀元前4世紀頃）つくられたと考えられています。

これが日本では集団の意匠である文様を入れ、稲作を営んだ弥生社会・共同社会の祭りのカネとして、近畿地方を中心に波及します。

本市の大岩山から出土した24個の銅鐸の大部分は、弥生時代後期（1世紀から2世紀）につくられたもので、弥生共同社会が成熟し、本来のゆり鳴らす祭りのカネにとどまらず、共同社会のシンボルとして大きな銅鐸が造られたと考えられます。

明治14年に発見された14個の銅鐸の中には、高さ134.7センチ、重さ45.47キログラムの日本最大の銅鐸があります。

銅鐸は、日本独自のカネであることから、最大銅鐸は世界最大級ということも可能ですが、世界に比較しうる資料がありません。

教育委員会（博物館）としましては、村々で銅鐸を用いた祭祀を共有していた社会から、近畿・東海地方のより広範な社会のシンボルとして最大銅鐸が制作された歴史的意義を重

視し、最大銅鐸の展示・紹介に努めているところです。

【2】「報道に揺れる子供の平和教育と校外活動の安全確保」

① 春季総体等における遠方への移動手段の現状と公共交通機関での対応が難しい場合の工夫や配慮について

5月14、15日に春季総合体育大会が実施され、市内3中学校の多くの生徒も参加しました。

基本的には、自転車やJR・路線バスなどの公共交通機関を利用し移動しますが、それらを使つての移動が困難な場合は、借り上げバスや保護者送迎を移動手段としています。

移動方法については、滋賀県教育委員会から、平成25年7月に「運動部活動等における教職員私有車による児童生徒の同乗引率の禁止」について、平成29年7月には、白ナンバーレンタカーの利用を禁止する「旅客運送無許可バスの利用禁止の徹底について」の通知が出ています。

市内中学校では、それらを遵守し、引率をしています。

② 民泊と従来のホテル型と比べた時の利点。これまで改善してきた点、そして今なお残る課題をどう整理されているかについて

中学校の修学旅行で、長崎県や沖縄県を行先としている場合に、2泊のうち1泊を民泊にしている学校がございます。

現地の家庭で過ごすことで、地域の歴史や産業、暮らしを体験的に知ることができ、人々との心温まる交流ができる点が民泊の良さです。

しかし一方で、受け入れ家庭によって、体験内容や食事に差があったり、生徒によっては、初対面の人と長時間一緒に過ごすことに対してストレスを感じたりする場合もあります。また、ホテルよりも一元的な管理がしにくい点もあります。

いずれにしても、どのような目的で修学旅行を実施したいかという考えのもと、行程は決定し、十分な打ち合わせのもと実施しております。

③ 今回の教育基本法第14条違反認定の受け止めと、本市における修学旅行以外の平和教育の実践や独自の取組、今後の方向性と課題について、教育委員会の認識を伺う

平和教育は、日本国憲法の理念に基づく教育基本法および学校教育法に示されている教育の根本理念を基調とし、学習指導要領に則って実施されるべきものです。

沖縄における平和学習についても、教育基本法第14条の規定に基づき、特定の見方や考え方に偏った教育にならないよう、政治的中立性を確保した上で適切に実施される必要があると考えます。

本市の各学校における平和教育の取組としましては、社会科や国語科の教科書に掲載された戦争に関する資料や文学作品をもとに、戦争や平和について主体的に考えたり、意見を交流したりする学習を行っています。

また、東近江市にある「滋賀県平和祈念館」を訪れ、戦時中の写真や映像、実物資料等を見学したり、出前講座に来ていただき講師の方から滋賀県にまつわる戦争の記録について話を聞いたりするなど、体験的な学習も行っています。

平和学習を行う上で課題となっているのは、戦争を体験された方から直接お話を聞く機会が減っているという点です。そのため、戦争を体験された方の証言映像など、デジタル

教材を活用した学習が今後ますます重要となってきます。

また、戦争の歴史的事実を学ぶのみでは、戦争は昔の遠い出来事として捉えてしまう児童生徒も少なくありません。そのため、今も世界各地で起きている紛争や難民の問題にも目を向けさせ、「なぜ争いが起きるのか」「平和な社会を築くために自分たちにできることは何なのか」という視点に立ち、平和について主体的に考えることが今後重要であると考えます。

1. 質問者

清明会 益川 教智 議員

2. 質問内容

【1】「環境への取り組みについて」

① 小学校などの教育現場においては、どのような環境学習が実施されているか

【答弁の要旨】（【1】教育長答弁）

【1】「環境への取り組みについて」

① 小学校などの教育現場においては、どのような環境学習が実施されているか

小学校では、身近な自然に進んでかかわる活動をとおして、子どもたちが環境問題を身近な課題として捉え、持続可能な社会づくりや環境の保全に配慮した行動がとれる力を育むことを目的として、様々な環境学習に取り組んでいます。

例えば、低学年では、動物や植物を育てたり、自然の中で遊んだりする体験をとおして、生命の大切さや自然の豊かさを実感できるようにしています。

また、中学年では、ごみの処理や3Rについて学習し、ごみの減量や再利用など、環境保全のために自分たちにできることを考え、実践しようとする態度を育てています。

高学年になりますと、フローティングスクールの前後に滋賀県の自然やびわ湖の環境について調べたり考えたりする学習に取り組んだり、委員会活動の中で子どもたちが主体となって、環境保全やごみの資源化を全校に呼び掛けたりしています。

また、中学校では、生徒会活動の中で子どもたちが主体的に清掃活動を行ったり、ペットボトルキャップの回収運動に取り組んだりするなど、持続可能な社会を目指して自分たちにできることを実践しています。

このように、学校における環境学習は、子どもたちが環境問題を自分事として捉え、持続可能な社会づくりに向けて主体的に行動できる力を育てることを目指し、あらゆる教育活動の中で実施されております。

1. 質問者

創政会 永島 知香 議員

2. 質問内容

【1】「奨学金返還支援制度の導入と地域活性化」

① 地域産業と連携したキャリア教育の充実について

【答弁の要旨】（【1】教育長答弁）

【1】「奨学金返還支援制度の導入と地域活性化」

① 地域産業と連携したキャリア教育の充実について

ご指摘のとおり、野洲市には製造業をはじめ多くの企業があり、企業との連携は、児童生徒が地域の産業や仕事を身近に感じ、将来の進路やキャリアについて考える上で大変重要であると考えております。

現在、小学校では地域のお店見学や出前授業、中学校ではチャレンジウィークなどの職場体験を通して、働くことの意義や地域社会とのつながりを学ぶ機会を設けております。こうした積み重ねは、子どもたちが地域を知り、地域への愛着を育み、キャリア教育の基礎を築く大切な学びの場であると認識しております。

また、野洲市に開校予定の県立高等専門学校につきましても、地域産業との関わりを深める契機になるものと期待しております。

市といたしましては、学校や地域が企業と連携しながら、児童生徒が様々な経験を重ね、地域の企業や産業への興味・関心を高め、自ら将来を主体的に考えられるよう、キャリア教育の充実に努めてまいります。

1. 質問者

創政会 遠藤 総一郎 議員

2. 質問内容

【1】「移動図書館事業（令和9年度新規事業）に係る運行計画について」

- ① 移動図書館事業をスタートされるにあたり、既存事業である幼児を対象とした各園での「読み聞かせ絵本セット等の巡回事業」との兼ね合いはどのようなものか
- ② 本年度の学校司書の配置（体制）はどのようなになったのか
- ③ 移動図書館事業をスタートし、小中学校を訪問するとなると、限られた時間帯、スポット的な訪問となるのか。またその中で、学校司書や学校図書館支援員との連携はどのようなことを考えておられるのか
- ④ 子どもたちに夢ある楽しい本を届ける意味からして、こどもの家（学童保育所）への運行はどのように考えておられるのか
- ⑤ 移動図書館の運行については、各コミセンの年間事業計画に基づく、イベント開催時等に合わせたスポット運行とし、各自治会館への運行をメインに運行計画を策定されてはと考えますが見解を伺う
- ⑥ 各自治会への運行計画を作成するにあたっては、机上だけでなく、事前に地域（各自治会）に出向くことをお勧めいたします。そこに飛び込んで行って話を聞くだけでも本事業における効果的な事業展開のヒントがあると考えていますが、見解を伺う
- ⑦ 既存事業である野洲駅での予約本受取ボックスやアル・プラザ野洲での移動図書館事業については、どのような兼ね合いをお考えなのか
- ⑧ 地域でのイベントはもちろんのこと、行政の各分野でのイベントや事業と行政を横断的に連携・コラボすることにより、効果的に読書の楽しみをお届けすることができると思うが見解を伺う
- ⑨ 移動図書館事業の車両の納車時期はいつ頃になるのか。また納車時期に本事業の周知も兼ねて、移動図書館車両の愛称やマスコットを創って、事業展開していく

ことも、楽しく事業を継続させていくことに繋がると考えるが見解を伺う

- ⑩ 運行計画の策定に取り組む職員さんのフットワークが大切です。加えて、実際に事業をスタートさせるにあたっては、人員体制の確保も課題であります。現時点での計画があれば答弁を求めます。

また事業がスタートした後は、事業の定着を念頭に、図書の貸出実績を評価しつつ、市民の皆さんの声を適宜反映しながら、運行計画を柔軟に変更していけば良いと考えます。見解を伺う

【2】「野洲市の意思決定について（市庁議規程及び庁議ガイドライン）」

- ① 「令和9年度からの野洲市内中学校でのプールでの水泳授業廃止について」どういった経緯をたどって庁議で諮られて意思決定され、全員協議会へ報告されたのか

【答弁の要旨】（【1】・【2】教育部長答弁）

【1】「移動図書館事業（令和9年度新規事業）に係る運行計画について」

- ① 移動図書館事業をスタートされるにあたり、既存事業である幼児を対象とした各園での「読み聞かせ絵本セット等の巡回事業」との兼ね合いはどのようなになるのか

はじめに、移動図書館の運行計画については、現在各地域の方の図書館利用の状況や、ステーション候補となりうる地域の地理的な分析、「子ども」、「地域」、「イベント」それぞれの利用対象へどれだけのリソースを割いて事業を行っていくかなど、様々な要素を元に検討を進めている段階でございます。そのため、お答えについては現時点での想定となりますこと、あらかじめご了承ください。

それでは、1点目のご質問にお答えします。

「読み聞かせ絵本セット等の巡回事業」については、保育士や幼稚園教諭が現場で便利に使えるよう、「読み聞かせに活用できる絵本が常にある」という環境を作ることを第一の目的としています。そのため、移動図書館車の運行による「利用者への直接貸し出し」とは若干目的が異なるため、現在のところ継続する予定です。

- ② 本年度の学校司書の配置（体制）はどのようなになったのか

本年度は三上小学校と祇王小学校の2校に1名、篠原小学校と中主小学校の2校に1名の学校司書を配置し、週2日ずつ業務にあたっています。また水曜日は非配置校の学校図書館を、学校司書および学校図書館支援員で巡回して、学校図書館の整備を行っています。

- ③ 移動図書館事業をスタートし、小中学校を訪問するとなると、限られた時間帯、スポット的な訪問となるのか。またその中で、学校司書や学校図書館支援員との連携はどのようなことを考えておられるのか

学校への巡回予定については、学校側の受け入れ態勢やスケジュールなど、さまざまな調整が必要となるため、学校の実情と合わせ今後検討を進めてまいります。

また、学校司書と学校図書館支援員、そして図書館の司書は、普段から連携を密にとるよう心がけて「子どもの読書活動」を進めています。今後、移動図書館車を学校に巡回させることができれば、「普段使いの学校図書館」と「特別な日に来る移動図書館」をうまく使いわけて、子どもたちの読書意欲を高めることができるのではないかと考えています。

また、授業で必要な時になどは、スポット的な運行を行うことも可能であると考えています。

④ 子どもたちに夢ある楽しい本を届ける意味からして、こどもの家（学童保育所）への運行はどのように考えておられるのか

「子どもがいる場所に本を届ける」という計画の趣旨から考えると、こどもの家も、移動図書館の運行先としての選択肢には入っています。ただし、スケジュール的に実施が可能かどうかを含め、今後の検討となります。

⑤ 移動図書館の運行については、各コミセンの年間事業計画に基づく、イベント開催時等に合わせたのスポット運行とし、各自治会館への運行をメインに運行計画を策定されてはと考えるが見解を伺う

遠藤議員のご提案も選択肢としながら、効率的・効果的な運行ができるよう今後検討を進めてまいりたいと考えております。

⑥ 各自治会への運行計画を作成するにあたっては、机上だけでなく、事前に地域（各自治会）に出向くことをお勧めいたします。そこに飛び込んで行って話を聞くだけでも本事業における効果的な事業展開のヒントがあると考えていますが、見解を伺う

ご提案いただいた通り、まずはご要望にお応えして地域に出向き、実際に使っていただく中から定期的な運行を行うかどうか考えていくのも、計画を作っていくうえでの一つの方法であると考えております。

図書館では生涯学習課の「生涯学習出前講座」のプログラムの一環として、様々な地域におはなし会や、時には本の貸出に出向いてきたという実績もあります。そうした地域とのつながりの中に事業の進め方のヒントがあるということは、議員のおっしゃるとおりであると思います。

⑦ 既存事業である野洲駅での予約本受取ボックスやアル・プラザ野洲での移動図書館事業については、どのような兼ね合いをお考えなのか

野洲駅の予約本受取ボックスは、主に野洲駅の乗降客を利用者として想定していますので、移動図書館事業とは別に、「人と本をつなぐ装置」の一つとして今後も活用していきたいと考えています。

また、アル・プラザ野洲店での毎月の移動図書館事業については、店内で実施することにより、より多くの方の目に留まり、利用につながるという相乗効果が期待できるというメリットがあります。今後の実施方法については、店舗側と相談し、より良い形で進めていけたらと考えています。

⑧ 地域でのイベントはもちろんのこと、行政の各分野でのイベントや事業と行政を横断的に連携・コラボすることにより、効果的に読書の楽しみをお届けすることができると思いが見解を伺う

議員ご指摘のとおりかと思えます。多くの市民に読書の楽しさを感じてもらえるよう、いろんな場面で活用していければと考えています。

⑨ 移動図書館事業の車両の納車時期はいつ頃になるのか。また納車時期に本事業の周知も兼ねて、移動図書館車両の愛称やマスコットを創って、事業展開していくことも、楽しく事業を継続させていくことに繋がると考えるが見解を伺う

5月半ばに、入札により納入業者が決まり、2月末を納期として設定しています。

また議員からご提案いただいた車両の愛称の公募については、こちらとしましても今後実施したいと考えているところです。移動図書館車の導入を、市民の皆さんがワクワクしてお待ちいただけるような取り組みの一つとして、進めていきたいと思います。

⑩ 運行計画の策定に取り組む職員さんのフットワークが大切です。加えて、実際に事業をスタートさせるにあたっては、人員体制の確保も課題であります。現時点での計画があれば答弁を求めます。また事業がスタートした後は、事業の定着を念頭に、図書の貸出実績を評価しつつ、市民の皆さんの声を適宜反映しながら、運行計画を柔軟に変更していけば良いと考えます。見解を伺う

議員のご指摘の通り、この事業を実施するにあたっては、司書がフットワーク軽く地域に出かけることが大切になってきます。司書の業務量を見極めつつ、必要な体制の検討を進めてまいりたいと考えます。

また運行計画については、当初計画通りにはいかないことも多々あると考えていますので、適宜見直しを行いながら、効率的・効果的な運用ができるよう進めてまいりたいと考えます。

【2】「野洲市の意思決定について（市庁議規程及び庁議ガイドライン）」

① 「令和9年度からの野洲市内中学校でのプールでの水泳授業廃止について」 どのような経緯をたどって庁議で諮られて意思決定され、全員協議会へ報告されたのか

5月20日開催の市議会全員協議会で報告した「野洲市立小中学校水泳授業について」は、令和6年度の総合教育会議において、市内小中学校のプール授業のあり方について意見交換がされたことを受け、教育委員会事務局内で検討を進めてきたものです。

その後、野洲市教育委員会事務決裁規程に基づき、令和7年10月15日付け「小・中学校の水泳授業のあり方・方向性について」により、方向性を決定しました。

また、令和8年4月度の定例教育委員会の折に教育委員に説明し、了承を得ました。

これを受け、5月13日開催の総合調整会議を経て、市議会全員協議会に報告しています。

1. 質問者

未来共創 東郷 克己 議員

2. 質問内容

【1】「『自分で考える』避難行動とリテラシーについて」

- ① 市内小中学校の避難訓練の実施計画を入手した。各校それぞれ工夫や配慮をしている点が窺えた一方で、児童生徒に「自ら考える」ような取り組みは見られない。野洲市で起こり得る災害について考え、必要な避難行動を検討するなどの取組をすれば、教員に指導誘導されるまま避難する訓練よりはるかに防災の効果が高ま

るかと思うが、見解を問う

- ② 本市の子どもたちを加害者にも被害者にもしないためのリテラシー教育、誤った判断を下さないための教育の方針、取組について
- ③ AI 活用を含めたネットリテラシーについて

【答弁の要旨】（【1】教育長答弁）

【1】「『自分で考える』避難行動とリテラシーについて」

① 市内小中学校の避難訓練の実施計画を入手した。各校それぞれ工夫や配慮をしている点が窺えた一方で、児童生徒に「自ら考える」ような取り組みは見られない。野洲市で起こり得る災害について考え、必要な避難行動を検討するなどの取組をすれば、教員に指導誘導されるまま避難する訓練よりはるかに防災の効果が高まるかと思うが、見解を問う

議員のご指摘のように、避難訓練は、災害時に児童生徒が自らの命を守るため、適切な避難行動を身に付ける重要な取組であると認識しております。

そのため、単に教員の指示に従って避難するだけでなく、児童生徒が「なぜその行動をとるのか」「どのような危険があるのか」を考えることは、防災教育を進める上で大変重要であると考えております。

各学校においては、地震、火災、洪水、不審者対応など、学校や地域の実情に応じた避難訓練を実施しております。東郷議員には、避難訓練の概要を記載している実施計画をお示しましたが、実際には各学校で工夫を凝らしながら取り組んでおります。

例えば、授業の中でハザードマップを広げ、野洲川が氾濫した場合にどの地域まで影響が及ぶのかを話し合ったり、急な地震等により家族と連絡が取れない場合にどこに集合するのかを確認したり、それぞれの地区の避難場所を調べたりするなど、避難訓練当日までに様々な学習を行っております。

また、訓練の中には、事前に実施日を知らせずに、予告なしの事態への対応を行う「シナリオレス訓練」や、訓練中に負傷者や取り残された児童生徒が発生した場合の対応など、消防署との綿密な打ち合わせのもと、その年ごとに変化のある訓練を実施しております。

今後も、児童生徒が主体的に考え、判断し、行動する力を育む防災学習の充実を促すとともに、地域や関係機関とも連携しながら、実践的な防災教育の推進に努めてまいります。

② 本市の子どもたちを加害者にも被害者にもしないためのリテラシー教育、誤った判断を下さないための教育の方針、取組について

近年、SNS 等を通じた犯罪への勧誘や、いじめの問題など、子どもたちを取り巻く課題は複雑化、深刻化しております。

こうした中、子どもたちが情報を正しく見極め、危険な誘いを断り、自ら正しく判断できる力を身に付けることが重要であると考えております。

このため、本市では、発達段階に応じた情報モラル教育を充実させ、ネット上の内容をうのみにしないこと、個人情報や安易に入力しないこと、困ったときには大人に相談することなど、正しく判断する力を育成するよう取り組んでおります。また、道徳教育や人権教育、そして、日々の生徒指導を通じて、相手を思いやる心や規範意識を育み、いじめの未然防止にもつなげてまいります。

さらに、日頃から児童生徒の様子を丁寧に見守り、教育相談やアンケート等を活用して

早期発見・早期対応に努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職や関係機関と連携し、子どもたちが一人で悩みを抱え込まない体制を整えてまいります。

今後とも、子どもたちが加害者にも被害者にもならないよう、学校、家庭、地域が連携し、実態に応じた取組を進めてまいります。

③ AI 活用を含めたネットリテラシーについて

AI は、今後ますます身近なものとなり、児童生徒が適切に活用していくためには、その仕組みや特性を正しく理解することが重要であると認識しております。特に、AI がどのように「回答」を導きだしているのか、また、誤った内容を含む可能性があることなどについて、実例を示しながら学ぶことは、子どもたちがAI を正しく活用する上で大切であると考えております。

また、子どもたちは機器の操作には慣れていても、情報の真偽を見極める力や、AI の限界を理解する力は十分でない場合があります。このため、例えば道徳科や学級活動、総合的な学習の時間等を活用し、身近な事例を通して、正しいAI の使い方だけでなく、ネット上の内容をうのみにしないこと、個人情報や安易に入力しないこと、困ったときには大人に相談することなど、ネットリテラシーを育てる機会を設けていくことが重要であると認識しております。

今後も、学校・家庭・地域と連携しながら、子どもたちが正しく適切に活用できるよう、実態に応じた情報教育の充実に努めてまいります。

1. 質問者

日本共産党野洲市議団 工藤 義明 議員

2. 質問内容

【1】「自転車利用者と安全確保について」

- ① （青切符制度が）16 歳以上が対象ですが、教育現場（小・中学校）での啓発対応について

【答弁の要旨】（【1】教育長答弁）

【1】「自転車利用者と安全確保について」

① （青切符制度が）16 歳以上が対象ですが、教育現場（小・中学校）での啓発対応について

交通反則切符の導入については、昨年度から各学校へ周知を行っております。対象は16 歳以上ではありますが、交通違反であることに変わりはありませんので、どのような罰則があるかについて、令和7 年度10 月に県から発出された「自転車ルールブックの周知について」を参考にしながら、各学校の実態に応じて周知を行っております。

また、教育委員会としては、青切符の導入の周知そのものよりも、子どもたちへの交通ルールの理解の徹底と、安全な行動の定着が重要であると考えております。学校での安全教育に加え、野洲市通学路交通安全対策推進会議を通して、地域、学校、警察などの関係機関が連携し、自分の命を自分で守っていく子どもたちを育ててまいりたいと考えております。

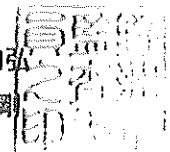
教育長 様

(生涯学習課、文化財保護課)

野洲市監査委員

野崎 和弘

山本 剛



令和8年4月度定期監査の結果について(提出)

地方自治法第 199 条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査の結果について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出する。

記

1 実施日・場所・対象所属課

実施日 令和8年4月 27 日

対象所属課 生涯学習課、文化財保護課

場 所 野洲市役所監査委員控室

2 監査の方法 課の分掌事務にかかる提出資料、関係書類に基づき監査を執行。

3 監査の結果

【生涯学習課】

監査を執行した結果、監査の範囲内においては全般を通じてその処理状況は適正と認められた。

【文化財保護課】

監査を執行した結果、監査の範囲内においては全般を通じてその処理状況は適正と認められた。

⑯学校教育を充実させるための制度改革について(継続)

【要望先】教育委員会事務局 教職員課
特別支援教育課
フローティングスクール
教育総務課

1. 提案・要望内容

(1) 教員不足・働き方改革に対する緊急対応・中長期的対応(継続)

(緊急対応)

- ①社会人活用の拡充。→全学校に配置をし、専門的指導と担任の持ち時間数削減に資する。
- ②特別・臨時免許状。→講師不足の緊急避難的な措置として柔軟に授与し、専科指導等で活用。
- ③専門職の任用。→臨床心理士や校種間交流による特別支援学校教員などの専門家の活用。
- ④欠員非常勤講師の年間任用。→長期休業を境に任用を切られている非常勤講師の通年任用。

(中長期的対応)

- ⑤小中学校の持ち時間数20時間の実現と中学校の部活動地域展開の完全実施。
- ⑥教職を目指す人材を増やすための施策および関連法の改正。
- ⑦講師版マッチングアプリの開発と運用。
- ⑧小学校専科教員の低学年配置と全学年の拡充(新規)
- ⑨特休等に対応する県の人材バンクの開発(新規)

(2) インクルーシブ教育に向けての環境整備(継続)

- ①合理的配慮コーディネーターの人数比に応じた配置
- ②学校答申児童生徒を受け入れる際の定数改善

(3) フローティングスクールでの船内看護師常駐システム(継続)

県立病院等から看護師を派遣、「うみのこ」専属看護師として乗船。
(常駐または、航海ごとに交代など)

(4) プール集約化に伴う財政的支援措置(継続)

プール授業の民間利用に伴う移動経費などの財政支援

2. 提案・要望の理由

(1) 教員不足・働き方改革に対する緊急対応・中長期的対応(継続)

教員不足は全国的な問題で特に小学校の担任および中学校の特定教科の講師不足が顕著で、何らかの対応をしなければ教育の質が落ちることにつながるため。その改善のために、新たな人材を増やす取組と、講師が働きやすい環境の整備が必要。

(2) インクルーシブ教育に向けての環境整備(継続)

特別支援学校答申の児童生徒を一般校で受け入れる場合には、特別支援学校と同程度の人的支援と定数配置が必要であり、そのうえでインクルーシブ教育の推進が図れる。

(3) フローティングスクールでの船内看護師常駐システム(継続)

うみのこ学習実施上の看護師派遣システムは、看護師を市町で探すことが前提となっているため、活用しにくい現状にある。そこで、船内看護師常駐システムを確立すれば、課題の解消につながるため、この要望を行う。

(4) プール集約化に伴う財政的支援措置(継続)

自校プールの老朽化に伴う修繕費の増大から、民間プールを活用した集約化が進んでいるが、プール借り上げ料や児童生徒の移動に伴う経費の増大により市町負担が増大している。これからの流れを考えた時に学校施設環境改善交付金の補助対象事業への拡大が必要。

< 現状、取組状況、課題等 >

(1) 教員不足・働き方改革に対する緊急対応・中長期的対応について(継続)

次のような課題について抜本的な改革が必要であると考えている。

- ①若手の講師が採用となり、70歳前後の講師が多くなってきた。
- ②学校の課題に対して加配されたのに、教員不足で課題に着手できない。
- ③担任代替した分、迅速な組織対応が困難→負担感、超勤増加、体調不良が発生
- ④優秀な人材の確保のため、魅力のある職業であることの全国的な情報発信と労基法に則った正常な勤務実態に近づけるための思い切った法令の改正が必要。
- ⑤、⑧専科指導加配をさらに充実させ、持ち時間の削減につなげたい。
- ⑥教員の質の低下とともに、年度途中退職が増加している。

(2) インクルーシブ教育に向けての環境整備(継続)

特別支援学校答申の児童生徒についても地元校で受け入れる方針を各市町で実現するためには本来特別支援学校で行われている教育環境の実現が不可欠である。

現在野洲市では、小中合わせて12名の支援学校答申の児童生徒が在籍している

(3) フローティングスクールでの船内看護師常駐システムについて(継続)

- ①養護教諭が乗船するメリットは乗船する自校の5年生対応のみ。(半分は他校生)
- ②学校に派遣された看護師は、残っている5学年分の児童全員を看ることになる。
- ③市町で学校に派遣する看護師を探す業務にたくさんの時間が必要な状況がある。
- ④引継等を十分に行えば、養護教諭と看護師で子どもへの対応がそれほど変わらないケースもある。
- ⑤養護教諭は修学旅行とフローティングの2回宿泊を伴う学校行事に参加しなければならず、特定の職員への負担が多い。

(4) プールの集約化(継続)

耐用年数40年を過ぎたプールが増えてきたが、建て替えではなく民間プールを活用した集約化の方向で対応する市町が増えてきている。野洲市でもすでに1校のプールを解体し民間プールを利用している。令和8年度から全小学校及び中学校1校も民間プールを利用しているが、物価高騰もあり、移動に係る経費などが相当な負担となっている。

現在、プールの施設整備については「学校施設環境改善交付金」制度を設けていただいているが増改築に限られている。対象事業に、民間プールを授業で活用する際の児童生徒の利用料やバス移動のための借り上げ料等についても補助対象事業としていただけるよう国へ要望されたい。

③文化財の保存活用の推進について(継続)

1. 提案・要望内容

【要望先】 観光文化スポーツ部文化財保護課

(1) 滋賀県文化財保存事業費補助金の休止解除

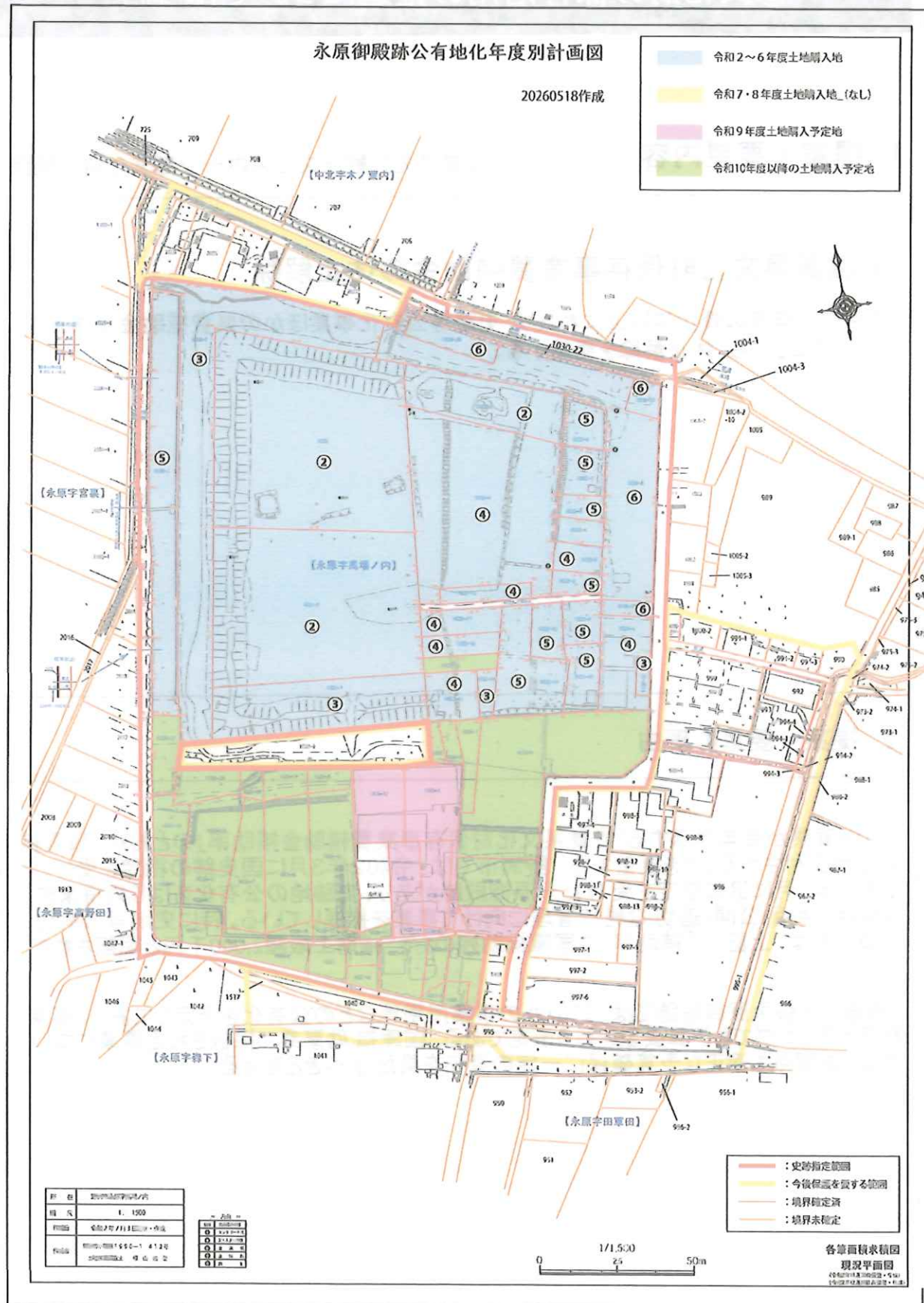
○平成20年度以降10年以上にわたり、史跡等公有化事業ほかの県費補助金が休止されていることから、休止解除を要望する。

2. 提案・要望の理由

(1) 滋賀県が毎年提示する「滋賀県文化財保存事業費補助金補助率」のとおり、県費補助金が交付されることを要望する。野洲市では、令和2年3月に国史跡の指定を受け、令和3年3月に追加指定を受けた永原御殿跡があり、史跡地の公有化をはじめ将来的な保存・活用・公開・適切な維持管理に向けて事業を推進している。特に史跡等公有化については、上記の「補助率」に国庫補助残の1/3、補助上限額2,000千円と明記されている。

今後、史跡永原御殿跡では、二の丸の事業所用地などの公有化を予定しており、事業計画ヒアリングでも予算要望を行う予定である。国庫補助事業で採択される事業については、滋賀県も適正な予算確保に一定の責任を果たすべきと考える。

<現状、取組状況、課題（内容に合わせて修正してください）>



担当課:文化財保護課

「学校を核とした地域力強化プラン」の推進について (継続)



1. 提案・要望内容

【要望先】教育委員会事務局 生涯学習課

滋賀県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金の 十分な予算確保と方針の明示

本事業は国の方針に沿った、県、市町の施策であり、本市は令和5年度より始めている。地域人材との繋がりや信頼関係を維持するための財政支援と見通しの明示をしていただきたい。

○各校の「家庭教育支援員」の活動時間の確保
年間180時間の実現

○各校の「地域学校協働活動推進員」の活動時間の確保
年間180時間の実現

○放課後こども教室での子どもの居場所づくり
地域と子どもの人間関係づくりの現状維持

2. 提案・要望の理由

学校・家庭・地域連携協力推進事業

国においては、子どもを取り巻く社会問題に対して本質的な政策を進める「子ども家庭庁」を設立され、県においては、共働き世帯や家庭教育の困難さ、地域格差・経済格差など子どもを取り巻く環境や地域の教育力の低下から「学校を核とした地域力強化プラン」を策定されるなど、『教育の充実』と『地域の活性化』の取組を行う市町を支援するとしている。そのような中で、国には予算確保とともに、本事業予算見通しを示すことで、市町が地域とともに取組む際の道標となってほしいと考えている。

○家庭教育支援員設置事業は、支援対象の家庭と繋がり、訪宅や安否確認、登校支援を通じて、生活習慣もついてきており、教職員の働き方改革にも寄与しており、地域とのつながりを維持したいため。

○本市のコミュニティ・スクールは4年目を迎え、保護者や地域に認知され、協力体制が整いつつあり、「学校を核とした地域力強化」についても動き出しており、この勢いを維持したいため。

○本市の放課後こども教室は、地域の方が文化スポーツ分野での講師となり、体験を通じた居場所づくりとなっている。この事業をこれからも実現したいため。

<現状、取組状況、課題>

学校・家庭・地域連携協力推進事業

○家庭教育支援員

不登校の児童生徒の増加や地域からの孤立など、学校に行きづらい家庭への支援をするため、令和5年度から家庭教育支援員を配置している。

家庭教育支援員は、登校の意思のある不登校傾向の児童生徒の見守りや訪問、保護者への相談、外国籍児童への支援など、学校と家庭の連携を強化し、20名あまりの子どもの学習や生活を支え、不登校の未然防止に寄与している。

年度	実施校	活動時間
令和5年	1中学校3小学校	180時間
令和6年	3中学校6小学校	180時間
令和7年	小中9校	126時間
令和8年	小中9校	126時間
令和9年	小中9校	63時間

○コミュニティ・スクール（学校運営協議会）

令和5年度に野洲市内全小中学校9校にコミュニティ・スクール（学校運営協議会）を設置。令和6年度には市内全幼稚園4園にも導入し、子どもたちの体験活動や学習の充実とともに、学校を核とした地域づくりに成果をあげつつある。

年度	実施校園	小中学校活動時間	幼稚園活動時間
令和5年	小学校6校 中学校3校	各校 240時間	
令和6年	小中9校+4幼稚園	各校 180時間	各園 90時間
令和7年	13校園	各校 100時間	各園 52時間
令和8年	13校園	各校 100時間	各園 52時間
令和9年	13校園	各校 45時間	各園 22時間

○放課後子ども教室

地域の様々な分野で活躍する大人の教育力を結集して、子どもたちの週末における居場所としての機能の他、様々な体験学習や地域住民との交流活動等を推進し、健全な育成を図るとともに、地域の大人と話せる場づくりともなっている。

年度	県補助金	教室数	開催数	参加人数	指導者	ボランティア
令和5年	339,000	55	236回	2532人	702人	/
令和6年	254,000	68	257回	3189人	831人	92人
令和7年	224,000	64	230回	3143人	700人	146人
令和8年	93,000					

全ての事業において、地域の人材の信頼と協力が基盤となって進めている。

どの事業においても、個々の地域人材の子どもに対する思いや善意で活動いただいている。地域人材の他事業との兼務を進めるなど、様々な工夫を進めているが、国県の補助金の減額の速度は、本市の様々な工夫による効率化の速度を上回っており、今後の地域との共同事業維持・拡充を目指すにあたり、大きな課題だと考える。

職員の任免等について

【新規採用者】

所属名	フルタイム パートタイム	補 職 名	氏 名	学校・園名	備考
ふれあい教育相談センター	パートタイム	毎日定時〜と夜間定時職員(メンタルフレンド)	小暮 実穂子		5月7日 付
総計	フルタイム	0人	1人		
	パートタイム	1人			

【退職者】

所属名	フルタイム パートタイム	補 職 名	氏 名	学校・園名	備考
					付
総計	正規	0人	0人		
	フルタイム	0人			
	パートタイム	0人			

職員許可・承認等一覧

区 分		対象職員	許可の期間
育児休業承認		正規職員	令和8年6月14日～令和11年4月17日
営利企業等従事許可承認		会計年度任用職員	令和8年4月1日～令和9年3月31日
営利企業等従事許可承認 職務専念義務免除承認 (野洲市消防団員従事)		会計年度任用職員	令和8年4月1日～令和9年3月31日
営利企業等従事許可承認 職務専念義務免除承認 (野洲市消防団員従事)		正規職員	令和8年4月1日～令和9年3月31日
営利企業等従事許可承認 職務専念義務免除承認 (野洲市消防団員従事)		正規職員	令和8年4月1日～令和9年3月31日
営利企業等従事許可承認 職務専念義務免除承認 (野洲市消防団員従事)		正規職員	令和8年4月1日～令和9年3月31日
営利企業等従事許可承認 職務専念義務免除承認 (野洲市消防団員従事)		正規職員	令和8年4月1日～令和9年3月31日
営利企業等従事許可承認 職務専念義務免除承認 (野洲市消防団員従事)		正規職員	令和8年4月1日～令和9年3月31日
営利企業等従事許可承認 職務専念義務免除承認 (野洲市消防団員従事)		正規職員	令和8年4月1日～令和9年3月31日
営利企業等従事許可承認 職務専念義務免除承認 (野洲市消防団員従事)		正規職員	令和8年4月1日～令和9年3月31日
営利企業等従事許可承認 職務専念義務免除承認 (野洲市消防団員従事)		正規職員	令和8年4月1日～令和9年3月31日
営利企業等従事許可承認 職務専念義務免除承認 (野洲市消防団員従事)		正規職員	令和8年4月1日～令和9年3月31日
営利企業等従事許可承認 職務専念義務免除承認 (野洲市消防団員従事)		正規職員	令和8年4月1日～令和9年3月31日
営利企業等従事許可承認 職務専念義務免除承認 (野洲市消防団員従事)		正規職員	令和8年4月1日～令和9年3月31日
総計	正規	10人	17人
	フルタイム	1人	
	パートタイム	6人	

令和8年度 第1回野洲市地域教育協議会 結果報告

日付	令和8年5月22日（金）
時刻	14時00分～15時30分
場所	人権センター1階 多目的室
出席者	【委員】 三村 益夫 会長、松下 孝志 副会長、川端 信男 委員、 諸頭 亮彦 委員、前田 良明 委員、北脇 晴彦 委員、 藤原 茂樹 委員、勝田 英実 委員、林 美穂 委員、 轟 純子 委員、細井 忠 委員、西川 和典 委員 【欠席者】 飯田 吉宣 委員、末廣 隆司 委員、菱沼 由美 委員 【事務局】 川崎部長、蜂屋参事、市場、園 （出席 委員16名中13名、事務局4名、合計17名）

内容
1. 開会 2. あいさつ 〔教育部長〕 核家族化により子どもの社会性が育ちにくい昨今、『地域の子どもは地域で育てる』という地域の活動は、野洲市にとって大変重要だと考えている。 放課後子ども教室を支える皆様に深く感謝申しあげるとともに、今後も子どもたちの健やかな成長と地域交流の活性化へのご協力をお願いし、挨拶とさせていただきます。 3. 委員改選に伴う自己紹介 4. 協議事項 ①会長・副会長の選出 会長 三村益夫委員 副会長 松下孝志委員を選出、承認。 ②令和8年度地域子ども教室の予算状況（案）について ③令和8年度地域子ども教室の事業計画（案）について 〔事務局説明要旨〕 令和8年度の予算編成および執行上の留意点について、事務局より以下の通り説明

予算内訳

市費（委託料）： 76 万 8 千円。児童数・指導者数・均等割により各学区へ配分。

県費（補助金）： 33 万 6 千円。各学区一律 5 万 6 千円を配分。使途は諸謝金、消耗品費等に限定される。

補助金執行の留意点

- ・謝金の支払には活動実績の証明と領収書が必須。
- ・通勤交通費、個人用教材（種・苗等）、年度末の大量購入などは補助対象外。

今後の展望と報告依頼

- ・県へのアピールと協力依頼：令和 7 年度より「新規参加者数」と「実数」の報告を求める。
- ・予算状況：今年度は見込み通り確保したが、他自治体の事業撤退等の影響もあり、今後は減額の可能性がある。

〔質疑応答・委員意見〕

【予算の考え方と事業の継続性について】

委員：市が掲げる「地域で子どもを育てる」方針に対し、予算減額の可能性は矛盾している。今後は受益者負担（参加費）の検討や、他団体との共催、予算の柔軟な使途が必要ではないか。

事務局：各教室での工夫は承知しており、それらを一皮を剥いて予算確保に努めたい。受益者負担の考え方は今後一つの方向性となり得る。

【参加者の評価基準について】

委員：新規数だけでなく、継続して参加するリピーターこそ「居場所」としての価値がある。継続利用の重要性も県に評価されるよう工夫してほしい。

事務局：これまでは総数報告のみであったが、今後はリピーター数や児童全体に対する割合など、詳細な分析を行い、活動の意義を数字で示せるよう検討する。

【行政のアピール不足について】

委員：コミセン等の現場としては、特に市費の運用をもっと柔軟にしてほしいという声がある。

事務局：野洲市の取り組みは他市町に比しても自慢できる内容である。国や県の基準に流されず、行政として現場の頑張りをしっかりと主張し、予算確保に動きたい。

5. 結論

令和 8 年度予算（案）および事業計画（案）について、事務局説明の通り進めることを確認した。

今後の予算確保のため、各教室における参加実績（新規・継続）の精緻なデータ収集に協力していくこととした。

6. 閉会

令和9年度からの市内中学校水泳授業に関する意見・提案 ＜電話1件、オンライン回答20件＞

ID	意見・提案
電話 1	水泳授業の廃止について、賛成です。今年度も、廃止にならないのでしょうか。水泳が嫌いなわけではないが、更衣室やプールが不衛生で、子どもがプールに入りたくないと言っています。学校の水泳の授業はもうなくてもよいと思っていました。近年の気候の変化、暑くて外での活動は難しい。守山で昨年度やけどの事件もありました。学校の先生方もプールの管理が大変なのではないでしょうか。昔からの継続だからと行うのではなく、今の時代に合ったことをしていけばよいのではないかと思います。
オン ライ ン 1	最近は猛暑で学校プールでの授業も心配でした。熱中症の危険もあり夏場は特に運動量も減っていたので、空調設備が整った体育館で思い切り体を動かして体力づくりをしてほしいです。
2	う
3	水泳は行った方がいいと思います。これに替わる授業はないです。泳げない子がさらに増えると思います。
4	ダンス、スキー教室、ヨガ
5	特になし
6	最近は夏の気温も高くなり、プール授業であっても熱中症の危険性があります。(守山市でも多数の児童が火傷を負うといった事故があったかと思っています。)また、プールの維持管理費や先生方のリスク(プールの水の止め忘れによる賠償)など、水泳授業は、授業時間以外に様々な課題があることとご察します。そのような中で3中学校でプール授業の廃止は致し方ないと感じます。小学校のうちに必要な技術を身につけ、中学校以降は琵琶湖などの水辺を活用した体験学習(ライフジャケットを使った活動)などでも良いかと思われれます。中学校では泳法を学ぶのではなく、命を具体的に守るような特別授業などはいかかでしょうか？
7	今年度から市内小学校の修学旅行が神戸にかわり、課外活動も非常時の調理といった防災教育や非常時対応を重視した取組の一方で、身近な水難事故から身を守るための水泳授業が廃止されることに疑問を感じています。 水泳は体力向上だけでなく、命を守るための技能を学ぶ機会でもあるため、完全廃止ではなく、安全教育や水辺活動に関する学習機会として、継続していただけるようご検討願います。
8	小学6年生です。今まで5年間の水泳授業を休まず全て受けましたが自力で泳げないままです。先生からの指導はなく、泳げる生徒からコツを教えてもらうだけの時間だったと聞いています。適切な指導を実施いただき、せめて、クロール・バタ足で泳げるよう指導していただきたいです。今年(6年生)の水泳授業で泳げるように指導していただけるのでしょうか？泳力は水難事故から身を守るのに必要なものです。座学でなんとかなるものではありません。
9	琵琶湖がある地域に住んでいるのに泳げないというのは残念なことだと思います。昨今の事件もありバス利用など先生方の負担は増えると思いますので仕方のないことだと思います。
10	小学校と同様に野洲市の温水プールでの実施はどうでしょうか。
11	老朽化したプールの維持管理や安全面、財政的な負担について考慮された結果であることは理解しています。 しかし、水泳授業は単に泳ぎを学ぶためだけではなく、命を守るための教育でもあると感じています。 近年は川や海での事故だけでなく、豪雨や水害など、水に関わる危険に遭遇する可能性もあります。その時に、水を怖がらず落ち着いて行動する経験や、浮く・呼吸を確保するなどの基本的な知識は、子どもたちの命を守る力につながると思います。 また、中学校での水泳授業は、すべての家庭が習い事として水泳を経験できるわけではない中で、子どもたちが平等に水に触れ、安全について学べる大切な機会でもあります。 施設維持が難しいのであれば、近隣施設の活用や、着衣泳・水難事故対応講習など、形を変えてでも「命を守る学び」を残していただけないか、ぜひ検討していただきたいです。

12	陸上の活動では、水泳の替わりはできません。琵琶湖など水上レジャーなども抱える本市において水泳教育廃止ではなく維持するよう知恵をさげるのが行政の仕事であり安易に廃止するのは業務の放棄に等しい。
13	替わる取組などあるはずが無いです。本当にあると考えていますか？ 近隣のプール施設にて継続すべきです。温水プールであれば夏季でなくとも実施可能なので継続する工夫を検討下さい。
14	この猛暑で、先生方や子供達も大変な思いをしていると、思います。来年度から水泳中止は、賛成します。ダンスは、どうですか？
15	拙速ではないでしょうか？ 近隣のサンネスなどでの授業などに変更するなど知恵をお絞り下さい。 あ～、そうですかとはなりません。
16	本当に議論を尽くしているのでしょうか？唐突に廃止となったように思います。 他にお金を回したら足りませんでした。じゃあ廃止。ですか？あり得ないでしょう。再考下さい
17	水泳授業がなくなることにに関して非常に残念に思います。疑問点を数点お伝えさせていただきます。回答していただく必要はありません。 ①昨年の野洲北中学校においては、気温や水温が高すぎるにより、水泳授業は中止されませんでした。何を、どこを基準に実施が難しいと判断されたのでしょうか。現場教員の判断とズレがあるように思います。 ②空調設備への投資ありがとうございます。しかしながら、空調設備を拡充するために、教育活動から予算を捻出するのはいかがなものかと思えます。私は非常変災時の防災拠点としての空調設備設置と理解していました。その副次的なものとして、子どもたちが涼しい環境の中で学習できる機会が増えると考えておりました。野洲北中学校と中主中学校のプールのランニングコストを抑えることによって市内全小中学校への空調設備設置に関するコストを補うとは到底考えられません。本来的には危機管理の視点から予算立てをする必要性があるのではないかと思います。 ③代替案を検討していくと書かれていますが、これは現場の先生方が考えられるのでしょうか。プールの活動があれば、生み出す必要のないものになります。取り上げられて考えなさいでは、あまりには日頃頑張ってください現場の先生が不憫でなりません。市として代替え活動プランやその予算をつけることによって、その負担感減るのではないかと思います。 ④小学生しかプール活動がないことで、より一層泳げない人が生まれるのではないかと危惧しております。スイミングスクールに連れて行くことのできる時間とお金のあるご家庭にはなんら問題ないかと思えますが、そうでないご家庭もあるかと思えます。教育格差ではありませんが、この市としての方針が拍車をかけることにつながると考えます。現在の部活動地域展開も同様ですが、これまであったものがなくなることによって困る人もいます。今までは現場の先生が、自分の時間を省みず、様々なことをほぼ無償で支えてくださっていたことには頭が上がりません。水泳活動、部活動ともなくなるのであれば、その点をなにか市として保障することも必要ではないでしょうか。 長々と申し訳ありません。 上述のとおり、回答は必要ありませんが、このような意見を感じている者もいることをご理解ください。野洲市がよりよくなるように祈っております。
18	今年から中止、または希望制にして下さい。なぜ来年からは中止で、今年の実施するのですか？なぜ今年は安全と言い切れるのですか？再考願います。
19	水泳授業が全くなくなるのはあまり好ましくありません。各年でも構いませんので、野洲市のプールを使用して、季節は問わず授業をしていただきたいです。
20	災害時や緊急時に備えた着衣水泳の授業は、民間施設を活用するなどして、実施してほしいです。

野洲市立小学校プール外部指導員・支援員設置要綱

(設置)

第1条 市立の小学校（以下「小学校」という。）が実施する体育科におけるプールでの水泳運動の指導（第4条において「プール水泳指導」という。）において、当該水泳運動の指導（次条及び第5条第1項第2号ウにおいて「水泳指導」という。）及び事故の防止を図るため、プール外部指導員（以下「指導員」という。）及びプール外部支援員（以下「支援員」という。）を置く。

(職務内容)

第2条 指導員及び支援員は、小学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第63号）に係る小学校学習指導要領解説体育編（平成29年7月策定）及びその小学校の年間指導計画に基づき、水泳指導を行うとともに事故の防止に当たる。

(定義)

第3条 この告示において「水泳運動」とは、小学校学習指導要領に定める第1学年及び第2学年における水遊び並びに第3学年から第6学年までにおける水泳運動をいう。

(配置基準)

第4条 プール水泳指導における1^{プール}あたりの指導員又は支援員の配置基準の人数は、1人とする。

(委嘱の要件等)

第5条 指導員及び支援員は、学校教育活動の一環であることを十分に理解し、指導に当たっては、安全を最優先とした指導者として適格性を有すると認められるものであって、かつ、次の各号のいずれかに掲げる者で当該各号の全ての要件に該当するものとする。

(1) 指導員

ア プール水泳活動において一定の指導実績を有し、又は相当の指導力を有すると認められる者

イ 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第1項に規定する普通免許状又は公益財団法人日本水泳連盟若しくは公益財団法人日本スポーツ協会等水泳の関係団体における指導員認定資格を有する者

(2) 支援員

ア 水泳の心得がある者

イ 児童の身体を安全を確保するための対応が適切にできる者

ウ 小学校の学級担任等の指示に従い、水泳指導全般について補助ができる者

2 教育委員会は、前項各号に掲げる要件に該当すると認めた者を指導員又は支援員として委嘱する。

(期間)

第6条 指導員又は支援員の委嘱期間は、その年度におけるプールの授業の実施期間中とする。

(謝礼等)

第7条 指導員及び支援員の謝礼は、教育委員会が別に定める額とする。

(守秘義務)

第8条 指導員及び支援員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(事故報告)

第9条 校長は、指導員又は支援員に事故があったときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

野洲市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱（平成16年野洲市教育委員会告示第1号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後																
（目的） 第1条 この告示は、教育基本法（平成18年法律第120号）第4条第3項及び学校教育法（昭和22年法律第26号。<u>以下「法」という。</u>）第19条（<u>法第49条</u>で準用する場合を含む。）の規定に基づき、経済的理由によって就学が困難と認められる児童、生徒又は入学予定者（野洲市若しくは滋賀県又は国立大学法人が設置する小学校又は中学校への入学を予定している者をいう。以下同じ。）に対し、就学の援助を行い、もって小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。 （給付対象経費） 第2条 この告示により野洲市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費（以下「援助費」という。）を給付することができる対象経費（<u>以下「給付対象経費」という。</u>）の種別及びその内容は、次の表のとおりとする。	（目的） 第1条 この告示は、教育基本法（平成18年法律第120号）第4条第3項及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条（<u>同法第49条</u>で準用する場合を含む。）の規定に基づき、経済的理由によって就学が困難と認められる児童、生徒又は入学予定者（野洲市若しくは滋賀県又は国立大学法人が設置する小学校又は中学校への入学を予定している者をいう。以下同じ。）に対し、就学の援助を行い、もって小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。 （給付対象経費） 第2条 この告示により野洲市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費（以下「援助費」という。）を給付することができる対象経費（<u>次条及び第6条の2第1項</u>において「給付対象経費」という。）の種別及びその内容は、次の表のとおりとする。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">【略】</td></tr> <tr> <td>修学旅行費</td><td>修学旅行に要する交通費、宿泊費、見学科、<u>並びに</u>修学旅行に必要な経費として均一に負担すべきこととなる（記念写真代、医薬品代<u>並びに</u>修学旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費及び旅行取扱料金）等</td></tr> <tr> <td>クラブ活動費</td><td>中学校の生徒が、クラブ活動（中学校において特別活動に位置付けられたクラブ活動をいう。）において使用する物品のうち、次に掲げるものの購入に要する経費 (1) 【略】</td></tr> </tbody> </table>	種別	内容	【略】		修学旅行費	修学旅行に要する交通費、宿泊費、見学科、 <u>並びに</u> 修学旅行に必要な経費として均一に負担すべきこととなる（記念写真代、医薬品代 <u>並びに</u> 修学旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費及び旅行取扱料金）等	クラブ活動費	中学校の生徒が、クラブ活動（中学校において特別活動に位置付けられたクラブ活動をいう。）において使用する物品のうち、次に掲げるものの購入に要する経費 (1) 【略】	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">【略】</td></tr> <tr> <td>修学旅行費</td><td>修学旅行に要する交通費、宿泊費、見学科、<u>修学旅行に必要な経費として</u>均一に負担すべきこととなる<u>費用</u>（記念写真代、医薬品代<u>並びに</u>修学旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費及び旅行取扱料金）等</td></tr> <tr> <td>クラブ活動費</td><td>中学校の生徒が、クラブ活動（中学校において特別活動に位置付けられたクラブ活動をいう。）において使用する物品のうち、次に掲げるものの購入に要する経費 (1) 【略】</td></tr> </tbody> </table>	種別	内容	【略】		修学旅行費	修学旅行に要する交通費、宿泊費、見学科、 <u>修学旅行に必要な経費として</u> 均一に負担すべきこととなる <u>費用</u> （記念写真代、医薬品代 <u>並びに</u> 修学旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費及び旅行取扱料金）等	クラブ活動費	中学校の生徒が、クラブ活動（中学校において特別活動に位置付けられたクラブ活動をいう。）において使用する物品のうち、次に掲げるものの購入に要する経費 (1) 【略】
種別	内容																
【略】																	
修学旅行費	修学旅行に要する交通費、宿泊費、見学科、 <u>並びに</u> 修学旅行に必要な経費として均一に負担すべきこととなる（記念写真代、医薬品代 <u>並びに</u> 修学旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費及び旅行取扱料金）等																
クラブ活動費	中学校の生徒が、クラブ活動（中学校において特別活動に位置付けられたクラブ活動をいう。）において使用する物品のうち、次に掲げるものの購入に要する経費 (1) 【略】																
種別	内容																
【略】																	
修学旅行費	修学旅行に要する交通費、宿泊費、見学科、 <u>修学旅行に必要な経費として</u> 均一に負担すべきこととなる <u>費用</u> （記念写真代、医薬品代 <u>並びに</u> 修学旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費及び旅行取扱料金）等																
クラブ活動費	中学校の生徒が、クラブ活動（中学校において特別活動に位置付けられたクラブ活動をいう。）において使用する物品のうち、次に掲げるものの購入に要する経費 (1) 【略】																

- (2) 剣道クラブにあっては、面、胴、甲手、垂れ、剣道衣、竹刀及び防具袋（以下「防具一式等」という。）
- (3) スキークラブにあっては、スキー板、スキー靴、ストック及び金具（以下「スキー用具」という。）

【略】

第3条 【略】

（給付対象者）

第4条 援助費の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次項に定める要保護者又は準要保護者であつて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)～(3) 【略】

2 前項に定める要保護者及び準要保護者は、次の各号に定めるところによる。

(1) 要保護者とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（学用品費、通学用品費、校外活動費、通学費、体育実技用具費、クラブ活動費、学校給食費及び卒業アルバム代等の援助費の給付については、同法第13条の規定による教育扶助、新入学児童生徒学用品費等の給付については、同法第12条の規定による生活扶助費が行われている保護者を除く。）をいう。

(2) 【略】

ア 【略】

イ ア以外の者で、次のいずれかに該当する者

(ア) 【略】

(イ) 保護者と同一生計にある世帯員全員の前年（入学予定者の保護者にあつては、前々年）の総収入を元に計算された合計所得金額の合計額」（給与所得又は公的年金等所得のいずれかがある者については、総所得金額から100,0

- (2) 剣道クラブにあっては、面、胴、甲手、垂れ、剣道衣、竹刀及び防具袋（以下この表において「防具一式等」という。）
- (3) スキークラブにあっては、スキー板、スキー靴、ストック及び金具（以下この表において「スキー用具」という。）

【略】

第3条 【略】

（給付対象者）

第4条 援助費の給付の対象となる者（第8条第3項において「給付対象者」という。）は、次項に定める要保護者又は準要保護者であつて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)～(3) 【略】

2 前項に定める要保護者及び準要保護者は、次の各号に定めるところによる。

(1) 要保護者とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（学用品費、通学用品費、校外活動費、通学費、体育実技用具費、クラブ活動費、学校給食費及び卒業アルバム代等の援助費の給付については同法第13条の規定による教育扶助を、新入学児童生徒学用品費等の給付については同法第12条の規定による生活扶助費が行われている保護者を除く。）をいう。

(2) 【略】

ア 【略】

イ ア以外の者で、次のいずれかに該当する者

(ア) 【略】

(イ) 保護者と同一生計にある世帯員全員の前年（入学予定者の保護者にあつては、前々年）の総収入を元に計算された合計所得金額の合計額が、就学援助給付年度の前年の12月末日現在の生活保護法による保護の基準（昭和38年

00円を控除する。)が、平成25年厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に従い算出した次の表の対象項目の額を加えた額に1.2を乗じて得た額に、更に12を乗じて得た額（住宅扶助を受ける者にあつては、この額に更に住宅扶助の額に12を乗じて得た額を加算して得た額）以下の者で、教育委員会が適正と認めたもの

種別	対象項目
生活扶助	第1類費、第2類費（冬季加算を含む。）、期末一時扶助及び母子加算
【略】	

（改正後に表に備考を新設）

（ウ） 【略】

（給付の申請）

第5条 【略】

2 第2条に規定する新入学児童生徒学用品費等の給付については、入学した日が属する年度の4月30日までに前項に定める申請をした者で次条の規定による援助費の給付決定を受けたもの（以下「援助費給付決定者」という。）に限り給付するものとする。ただし、入学予定者が給付を受ける場合は、児童生徒就学援助費新入学学用品費入学前給付申請書（様式第2号）を教育委員会が別に定める日までに教育委員会へ申請しなければならない。

3 【略】

第6条 【略】

（医療費の申請等）

第6条の2 援助費給付決定者であつて、第2条の給付対象経費のうち医療費の給付を受けようとするものは、医療券交付申請書（様式

厚生省告示第158号）に従い算出した次の表の対象項目の額を加えた額に1.2を乗じて得た額に、更に12を乗じて得た額（住宅扶助を受ける者にあつては、この額に更に住宅扶助の額に12を乗じて得た額を加算して得た額）以下の者で、教育委員会が適正と認めたもの

種別	対象項目
生活扶助	第1類費（ <u>逓減率を乗じる。</u> ）、第2類費（冬季加算を含む。）、期末一時扶助及び母子加算
【略】	

備考 教育扶助の学校給食費において、野洲市学校給食負担金徴収規則（平成21年野洲市教育委員会規則第3号）付則第4項の規定の適用を受ける場合にあつては、当該適用により算定された額を除く。

（ウ） 【略】

（給付の申請）

第5条 【略】

2 第2条に規定する新入学児童生徒学用品費等の給付については、入学した日が属する年度の4月30日までに前項に定める申請をした者で次条の規定による援助費の給付決定を受けたもの（第6条の2第1項及び第9条第1項において「援助費給付決定者」という。）に限り給付するものとする。ただし、入学予定者が給付を受ける場合は、児童生徒就学援助費新入学学用品費入学前給付申請書（様式第2号）を教育委員会が別に定める日までに教育委員会へ申請しなければならない。

3 【略】

第6条 【略】

（医療費の申請等）

第6条の2 援助費給付決定者であつて、給付対象経費のうち医療費の給付を受けようとするものは、医療券交付申請書（様式第5号）

第5号)を教育委員会に申請しなければならない。

2 【略】

(給付期間)

第7条 【略】

2 給付期間の途中において、給付の決定又は給付の停止決定を受けた者に対しては、当該決定を受けた日の属する月の翌月(その日が月の初日に当たるときはその月)から給付又は給付を停止するものとする。

3 【略】

(給付の停止)

第8条 給付期間の途中において給付を受けている児童若しくは生徒又はその保護者が次に掲げるいずれかに該当したときは、給付を停止するものとする。

(1)～(4) 【略】

2・3 【略】

(給付方法等)

第9条 【略】

2～4 【略】

5 通学費、体育実技用具費及び卒業アルバム代等のうち、通学費にあつては交通機関の発行した定期券、体育実技用具費及び卒業アルバム代等にあつては、当該用具及び卒業アルバム等を購入したこと又は購入することを証する学校長の証明に基づき給付するものとする。

6 【略】

第10条 【略】

(委任事項)

第11条 学校長は保護者の同意に基づき、援助費を代理受領できるものとする。

第12条 【略】

様式第1号(第5条関係)

(別添1-1のとおり)

様式第2号以下 【略】

を教育委員会に申請しなければならない。

2 【略】

(給付期間)

第7条 【略】

2 給付期間の途中において、給付の決定又は給付の停止決定を受けた者に対しては、当該決定を受けた日の属する月の翌月(その日が月の初日に当たるときはその月)から給付を開始し、又は給付を停止するものとする。

3 【略】

(給付の停止)

第8条 給付期間の途中において給付を受けている児童若しくは生徒又はその保護者が次に掲げるいずれかに該当したときは、当該給付を停止するものとする。

(1)～(4) 【略】

2・3 【略】

(給付方法等)

第9条 【略】

2～4 【略】

5 通学費、体育実技用具費及び卒業アルバム代等のうち、通学費にあつては交通機関の発行した定期券の購入に要する額を、体育実技用具費及び卒業アルバム代等にあつては当該用具及び卒業アルバム等を購入したこと又は購入することを証する学校長の証明に基づき給付するものとする。

6 【略】

第10条 【略】

(委任事項)

第11条 学校長は、保護者の同意に基づき、援助費を代理受領できるものとする。

第12条 【略】

様式第1号(第5条関係)

(別添1-2のとおり)

様式第2号以下 【略】

付 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、改正前の野洲市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱第 5 条第 1 項に規定する様式で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

